

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成23年12月6日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐	松林 淳 君	議事課長補佐	石川 晃二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長	福井 康夫 君
		兼財政課長	
健康福祉部次長	原田 昇 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼医療健康課長		兼出納室長	
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君
環境課長 森 弘 和 君 監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

前山美恵子 議員
杉浦 光男 議員
近藤 恵子 議員
山盛左千江 議員
堀田 勝司 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に20番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○20番(前山美恵子議員)

おはようございます。

議長より発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

まず、災害時の応急給水対策について質問をいたします。

3月11日の東日本大震災では大きな被害をもたらし、この被害状況や復旧活動などの情報が伝えられるようになりました。その現場の情報から察すると、本市の災害時での応急給水対策が心配な状況にあることを感じた次第であります。

豊明市と中部水道企業団は、それぞれ防災計画を立てて進められておりますが、水道事業は企業団にお任せという状態であります。別々の事業体であっても、日常何も問題がないときは支障がないのですが、一たび大災害が起きたときには、大きな問題が発生しかねません。

聞くところによりますと、今回の大震災で津波の被害を免れた福島市の状況は、3月11日の当日の震度は6弱で、死者は3名、断水は市全域で3月22日まで続いたそうで、同じく一関市は24日までかかったそうであります。そのため、水を使うアルファ米などの備蓄食糧が活用できなかったということでもあります。

そのことを考えますと、この地域で想定されている三連動地震のときに、豊明市の水道は大丈夫かということになります。

そこで、企業団の応急給水体制を申し上げますが、まず水道管の耐震化率であります。全体で8.6%しか耐震化がされておられません。ですから、大震災時には市内全域での断水は免れないと思われます。

また、浄水場から各配水場までの耐震化はほぼ完了とのことで、配水場には緊急遮断弁が設置してあって、震災時には遮断弁によって二村山、沓掛などの配水場は水が確保されることになっています。

ここから各家庭までが断水によって水が来ないわけですから、企業団はこの対策として、1トンの給水タンク1基を各避難所に割り当てることとしています。この1トンタンク1個で、各避難所の市民5,000人から6,000人の飲み水を賄うこととなります。

1人当たり1日に必要とする飲み水は最低3リットルであります。この水を給水するために、1トンタンクをトラックに積んで配水場と避難所をピストン輸送しないと、水が市民に行き渡りません。これが大きな困難を要することになるのではないかと心配するわけであります。

なお、企業団が所有する給水車は2台しかないので、当てにはなりません。

さて、たまたま文科省が5月に、公立小中学校の応急避難所としての役割を果たすために、「防災機能を高めるために、天井材とか外装材の非構造部材の耐震化とともに、貯水槽の整備について強化すること」という基本方針を出しました。整備費の3分の1に交付金をつけるということです。

みよし市は、100トンの貯水槽を1基6,000万円の予算で設置されたそうであります。本市でも、この機会をとらえて応急時の給水体制を整えていただくことで、一歩前進をしていただきたいと思います。ご答弁を求めるものです。

2点目の質問に入ります。

保育の公的責任と保育施設の充実を求めて質問をします。

まず1点目に、現在行われている保育制度は、児童福祉法第24条で「保育に欠ける場合においては、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」としており、実施責任は国や市町村にあることを示しています。

そのため、保育を希望する保護者は、豊明市に保育園の入所の申し込みをして、市は保護者の希望を踏まえて入園先を決めて、保育を提供することになっています。

また、保育園の最低基準が定められており、経費については公費負担となっております。

ところが、現在、国が導入しようとしている子ども・子育て新システムにより、これら公的保育制度の抜本的な転換を図る準備が進められています。

この新システムによって、市の保育がどう変わるのか心配されるところであり、そこで質問ですが、まず新システムによって、市はどこまでの範囲の責任を持つのでしょうか。

また、このシステムによって、保護者と保育園との契約の方法や、保護者負担がどう変わるのでしょうか、お聞かせをください。

2点目として、民主党政権は、子ども手当創設のための財源として、12年度の税制改定で、16歳未満の年少扶養控除を廃止し、16歳から18歳までの特定扶養控除の縮小をしました。

当然、所得税が上がることになり、これに連動して、保育料が来年度から引き上がる家族も出てくることとなります。この対策についてどう考えておられるのでしょうか、お聞かせをください。

3点目として、保育園のトイレの問題です。

本市の保育園は、建設をされてから30年以上にもなります。設立当時と条件や環境が変わりましたが、その当時のままの和式トイレが依然として保育園に残されている状態です。家庭では洋式トイレがほとんどで、保育園での和式トイレでは用足しが困難な状況を招いているようです。

また、職員のトイレも洋式トイレが少なく、または洋式トイレが1つもないところや少ないところ、これは妊婦の保育士さんには使いづらいようです。

そこで、園児用も職員用も洋式化に改修を求めたいと思います。よろしくご答弁ください。

次の質問は、介護保険第5期事業計画の実施を前に改善を求めて質問をします。

先月の14日に第5期事業計画策定委員会が開かれ、傍聴をさせていただきました。計画の基本体系や個別事業についての説明を受けました。

介護保険がスタートして12年目になり、もともと介護を家族責任から解放して、家族の社会化を目指すとしていましたが、介護利用が大きくなるという成果はありますが、その一方で、低所得階層の介護サービスの利用の抑制が進んでおり、本来の目的である、だれでも安心して受けられる介護保険制度からますます遠のいていくことを感じ、改善に向けて質問をしていきたいと思えます。

1点目に、策定委員会では、保険料を低所得者にも配慮して11段階にして、基準月額4,300円が提案されました。

この段階で、第1段階の方は基準額の0.2倍とのことではありますが、今回保険料が上がるわけですから、配慮したとはいえ、現在と比較してもほとんど変わりありません。独自に減免制度を考えるべきではないでしょうか、ご答弁ください。

2点目として、介護サービスの利用について、昨年12月議会でも問題提起をしましたが、我が党の国会議員団が昨年行ったアンケートでも、そして全日本民医連が行った調査でも、低所得者ほど重い負担に苦しみ、必要なサービスが受けられないという実態を明

らかにしました。

豊明市でもその傾向が見られており、その中で、住民税非課税者では、わずかな人しかサービスを受けていないということが明らかになっています。

ちょうど豊明市が1月に行った実態調査でも、認定を受けても何らかの理由でサービスを受けていないと答えた人も存在します。

このような高齢者がどんな生活をしているのか心配されるのですが、その対策についてどのように考えておられるのか、お答えください。

また、低所得者の減免制度は、第5期事業では計画をされないのでしょうか。この点についてもお答えください。

3点目として、厚労省はさらに、介護サービスで軽度者に対する生活援助サービスの時間単位が現行 60 分以内となっているのを、これを 45 分未満にカットするという改悪や、年収 320 万円以上の高齢者はサービス利用料を2割に倍増させるという案や、ケアプランの作成の費用は無料でしたが、これを有料にする案。特別養護老人ホームの多床室入所者についても、部屋代を徴収するなど、改悪がメジロ押しです。これを来年の通常国会に提出する構えであります。

今でも、負担が重過ぎて満身にサービスが受けられない高齢者が存在するのに、これ以上負担が増えたら、高齢者は生活できないと思いますが、見解をお聞かせください。

最後の質問であります。

地方税滞納整理機構に関して質問をします。

前にも質問をしましたが、今年の4月から地方税滞納整理機構が発足をし、機構から差し押さえ予告書が届けられた問題で、新たな問題について質問をする次第であります。

まず我が党は、任意組織である滞納整理機構から脱退すべきと考えますが、脱退になるまでの間、市民が不利益をこうむることになってはならないので、きちんと基準などの対策を立てることが必要と考え、次の3点について質問をいたします。

1点目に、地方税が払えない滞納者に対して、地方税法第 15 条で、生活を著しく窮迫させるおそれのある場合、滞納処分をしないよう、これを規定しています。

国会の答弁でも、徴収猶予が行われていて分割納付になったときに、その納付が着実に行われている場合には、その後の滞納処分をしないというのが原則と言っています。

しかし、その徴収猶予という方法を知らない市民がほとんどであります。市民の権利として活用できるように周知を図るべきと考えますが、この点についてお答えください。

2点目に、今まで何人かの滞納整理機構送りにされてしまった人の話を聞きましたが、きちんと分納をしていた場合でも、整理機構送りになってしまったというようなことでした。

6月議会では、機構送りになる基準として、「50 万円以上で納税資力のある者」などとしており、中には「完納する見込みがない事案も含まれる」とのことでありましたが、この基準があいまいであり、基準をきちっと明記すべきではないでしょうか、お答えください。

3点目に、地方税法第 15 条の納税猶予や、換価の猶予などの納税緩和措置を採用す

るかどうかの基準が、これもあいまいになっています。その基準はどうなっているのか、お聞かせください。

基準がつくられていないようでしたら、京都府が税条例で、税条例と申し上げましたが、取り扱い内部要綱でありました。これに明記をしており、参考にして基準をつくっていただきたいと考えますが、お答えをください。

以上で、壇上より質問を終わります。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.5 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より災害時の応急給水対策についてお答えを申し上げます。

3・11 東日本大震災から多くの教訓を得て、特に電気、水道、ガスといったライフラインの重要性が改めて浮き彫りになりました。

議員のご質問にありますように、避難所である学校施設における給水設備は、現在、水道水の受水槽や校舎屋上に設置をしております高架水槽等が主な設備であります。

受水槽や高架水槽は、緊急災害時を想定した容量を考慮しておらず、貯留容量は5トンから15トン程度のものを各小中学校に設置をしております。

また、有事の際、プールの貯留水をろ過し、飲料水として使用することが可能な設備を中央小学校と沓掛小学校に設置をしております。

ご提案にあります100トン程度の貯留槽の整備につきましては、県に問い合わせをいたしましたところ、貯留槽単独整備としては、教育設備では補助金制度はないとの回答でございました。

今後は、東日本大震災の教訓から、本市の防災対策上、避難所にどのような施設設備を整備する必要があるのかどうかと、こういったものにつきましては、主となる関係部署との協議をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

神谷健康福祉部長。

No.7 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2項目につきましてご答弁を申し上げます。

まず1項目目、保育の公的責任と保育施策の充実をのうちの1点目、子ども・子育て新

システム導入についてお答えをいたします。

子ども・子育て新システムは、事業ごとに分かれております現在の子ども・子育て施策を再編成し、幼保一体化を含め、制度、財源、給付について、包括的、一元的な制度を構築するというものでございます。

制度の細部につきましては、まだ検討中ではありますが、市は新システムの実施主体となることとなっております。

この制度におきましては、基本的には、これまでの措置制度から、保護者がみずから施設を選択し、契約することとなります。

このとき、市は、施設の情報を整理し、保護者に広く情報提供をし、相談にも対応することとなっております。

市は、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みにもなっております。

まだ保護者負担がどの程度になるのか、また財政的な措置がどうなるのか、検討段階のものが多く残っております。

いずれにいたしましても、大きな変革になりますので、今後は広く情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の年少扶養控除廃止等の税制変更による保育料への影響についてお答えをいたします。

平成23年より年少扶養控除が廃止をされ、所得税が増税となっております。保育料は、前年の所得税を基本に決定する仕組みとなっているため、平成24年度からこの影響を受けることとなります。

そこで、平成24年度の保育料につきましては、年少扶養控除が廃止になる前の所得税額を算定した上で保育料を設定するように規則を改正する予定でございます。

その結果、前年と同じ所得であれば、保育料は前年と同額となりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、3点目の保育園のトイレの洋式化についてお答えをいたします。

現状のトイレの洋式化は、0歳から2歳児の乳児室が8割強、3歳児が5割弱、4歳、5歳児が2割弱、そして大人用が4割弱という現状でございます。

これまでも、耐震化などの園の改修工事等でトイレの洋式化は進めてまいりましたが、今後も財政状況を見きわめながら設置を進めてまいりたいと考えております。

ただ、小学校のトイレも洋式化が途中であることから、年長児のトイレは、練習のため、ある程度和式のトイレも残していくことになると考えております。

続きまして、ご質問の2項目目、介護保険第5期事業計画の実施を前に改善を求めてについてご答弁申し上げます。

まず、1つ目のご質問の低所得者に対する保険料の独自の減免制度についてお答えいたします。

保険料については、第5期より、第1号被保険者の負担割合が現行の20%から21%に

増える上に、介護給付費も伸びている現状でございます。

また、国においては、介護報酬や地域区分改定が行われる見通しでありまして、保険料の上昇は避けられないものと考えております。

今後、介護保険事業計画策定委員会の中で、保険料案の修正も必要と考えております。

第5期事業計画では、保険料段階を現在の8段階から11段階に設定し、低所得者層である第1段階及び第2段階の負担を軽減するため、保険料率を、第1段階は基準額の0.25から0.2に、第2段階は0.45から0.3に、さらに第3段階も0.75から0.6に設定をする予定でありまして、市長マニフェストであります、低所得者の負担軽減にもつながるものと考えております。

2つ目の介護サービス利用料の減免についてのご質問でございますが、低所得者層の3段階の利用者は、平成23年9月の高額介護サービス給付で見ますと、全利用者350人中307人のサービス利用者があり、また、高額介護ではない利用限度額の範囲内での利用者もみえることから、低所得者の方の極端な利用控えはないものと考えております。

最後に3つ目のご質問でございますが、その内容につきましては、現在、厚生労働省介護給付審議会におきまして、介護給付費の抑制の方策として議論がされております。

また、特養の多床室の部屋代は、現在も1日当たり320円の実費が徴収されており、徴収がないのは生活保護受給者のみとなっております。

議員のご指摘のとおり、今後、介護給付費がますます増大する懸念から、国はこの増大する給付費を補てんするため、サービス利用者への負担増もやむなしとして、改定の準備をしているものと思われま。

今後とも利用者の負担が増大しないよう、県を通じて国にも要望してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.8 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.9 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、前山議員の4件目のご質問でございます、地方税の滞納整理機構に関してご答弁を申し上げます。

地方税の滞納整理機構は、ご承知のとおり、地方税の滞納整理を県と市町が連携しながら推進し、徴収率の向上、収入未済額の縮減を図るとともに、滞納整理機構での活動を通じて、職員の滞納整理に係る技術の向上を図ることを目的に設立をされたものでございます。

滞納整理機構に参加して、徴収率の向上、収入未済額の縮減と、職員の滞納整理に係

る技術の向上を図るという目的がございます。現在のところ、途中での脱退は考えておりません。ご理解をいただきたいと思えます。

最初のご質問でございますけれども、税が払えない生活困窮者に対して、納税緩和措置制度が保障されているので、その周知徹底を図るべきとのご質問でございますけれども、納税緩和措置制度として、地方税法第 15 条に徴収の猶予がございます。

この猶予につきましては、納税の相談を行うときなどに、こういった制度があることを適切に、また、きめ細かなご説明をしてお伝えしているところでございます。

滞納者の方に対して、さらに周知を図っていくよう努めてまいりたいと考えております。

2つ目の機構送りにする基準があいまいになっていると、基準を明記すべきとのご質問でございますけれども、その選定に当たりましては、原則として 50 万円以上で納税資力のある者などを対象にして、機構へ引き継ぎ案件といたしております。

なお、事案につきましては、状況により個々の判断が必要になりますので、現在のところ、一律の基準を設ける考えはございません。

次に、最後の納税緩和措置制度で採用される基準があいまいになっている、京都のほうでは明記されているが、これを参考にしたらどうかとのご質問でございますけれども、現在のところ、基準は設けておりませんが、判断をするに当たりまして、滞納整理機構と協議の上、判断をしております。

なお、京都のほうでは、取り扱い内部要綱の中にその基準が明記してあるとのごことでございます。今後の参考にさせていただきたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

No.10 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.11 ○20番(前山美恵子議員)

では、今の地方税滞納整理機構から再質問をさせていただきます。

まず、1点目のほうの、相談時に細かく納税猶予緩和措置について説明をしているということですが、私が相談を受けたところの方は、みんなほとんど、この制度についてはご存じなくて、機構送りになって、それから差し押さえ予告書が届いて、大変びっくりして相談をされたというケースがほとんどであります。

ですから、これは周知をしているということですが、やり方についてとか、それから、その人がそういう猶予にちゃんとハマるんだということが、きちっとわかるように余り説明をされていないんじゃないかなと思うんです。

例えばもう一つの方法としては、納付書なんかを書いて周知を図るとか、それから今回問題になったのは、機構送りになった人がそれを知らないわけですから、機構送りになった人は、その手前のところで、そういう制度があるということをご存じなかったということで、機構送りになったら豊明市の手をほとんど離れてしまって、機構送りのほうで処理をされるものですから、この機構送りになった人についても、これは機構の責任は市のほうにあるわけですから、その機構送りになった人にも周知を、今回もそういう問題が起きているわけですから、再度、市のほうからこういう緩和措置があるということを知っていただければいいのでしょうか、この点について。

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
神谷市民生活部長。

No.13 ○市民生活部長(神谷清貴君)

今、議員がおっしゃられました問題が起きているということであるならば、周知を図る、これは当然のことと考えております。努めてまいりたいと思います。
終わります。

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.15 ○20番(前山美恵子議員)

では、周知を図っていただいて、機構のほうで相当「差し押さえをするぞ」ということで、結局脅されているというか、暴言を受けている人たちは、びびってそういうことも考えられないものですから、懇切丁寧に周知をこれから図っていただきたいと思います。

それから、機構送りにする基準ということで、50万円以上の完納の見込みがない人についてもということなんですが、まずこれは徴収猶予の申請をしなければ分納をしているというふうに認められないわけですから、それについて、今のあれは周知をしていただけということなんですけれども、機構送りになるこの基準というのは、西尾市の場合ですと、この分納計画に沿って確実に分納をしている人については、絶対に機構には送らないというふうに決めているようなんですけれども、豊明市の場合、今回お話を聞いた中でも、窓口へお金を持って行って、納められる範囲内で、その人の最大限の努力を払っていただいて分納をしている人でも、送られてしまったというケースがあるのです。

ですから、分納については、絶対に機構送りにしないという基準、西尾市を見習っていた

だいてやっていただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.17 ○市民生活部長(神谷清貴君)

原則として50万円以上で納税資力のある方などを対象にして機構へ引き継ぎをするわけでございますけれども、この中には完納する見込みのない事案も含まれているのは、議員がおっしゃられたとおりでございます。

完納する分納約束ができておれば、機構へ引き継いで滞納処分する必要はない、よって除外すると、こういうことになろうかと思っております。

西尾市の例をおっしゃられました。大いに参考にしてみたいと思います。

終わります。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.19 ○20番(前山美恵子議員)

分納の意味が、私の考えているところと市のほうの考えているところと多少差があるかなというふうには思うんですけども、基本的には、これは分納をきちっとしているというのは、その人の誠意がきちっと見られている場合のことなんですけれども、それはやはり生活を脅かすような、基本的な人権を脅かすような状態で送ってはいけないということなんですけれども、そのことは申し上げておきます。

それで、納税緩和措置で、市民の人がそういう制度があるということを知って、市のほうに申請をしますね。申請をしなければいけないわけですけども、それについて、まず申請をした場合、これはその市民の権利として認めていただいて、ちゃんと受理をして、どれでもちゃんと、それから機構送りになった人もですけども、これは申請をした場合、他市では拒否をされるというケースがあるんですが、本市ではきちっと受け取っていただけるのでしょうか。

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.21 ○市民生活部長(神谷清貴君)

第 15 条関係のお話の中でございますけれども、申請書が提出されたら、本市においては受理をする考え方を持っております。

その後、完納を前提とした分納計画とか、収入の減少等を考慮して判断をしていくと、こういう手順をとることになろうかと思っております。

終わります。

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.23 ○20番(前山美恵子議員)

私がちょっと相談に乗ったケースは、その納税緩和措置の申請は受理をされたんですけども、その後、審査をしていただいたとき、一時的に却下という形を申し渡されたんです。

納税資力があるというふうにみなされたのだと思うんですけども、私がおの方の所得を見ましたところ、お二人暮らしで、20 年度の所得が2人で七十何万円しかなかったんですね。翌年も急激に減ったわけじゃないものですから、急激に減らなかったから、これは却下ということになったのですが、もともとこのお二人で七十何万の所得ということは、はるかに生活保護基準を下回っているわけです。

今回、そういう場合について、京都府はこの処分をする場合、この第 15 条には「著しく生活が窮迫されるおそれがあるとき」というふうに、これはどういうケースかということ、滞納者がこの滞納処分を受けると生活保護法の適用を受けなければならないような状態に陥る場合、これは却下をしないという、その基準ラインを決めているんですね。

ですから、京都府の事例が、これがいいのではないかということで、そういうようなことを参考にはしていただけるということなので、機構のほうと準備を、十分これは話し合っ、これに向けて進めていただけるような協議はしていただけるのでしょうか、お願いします。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.25 ○市民生活部長(神谷清貴君)

この機構には、豊明市の税務の課長が運営委員として参画しております。そういったいわゆる会議体と言いますか、会議の場もございます。そういった部分で協議をさせていただくことにしたいと思えます。

終わります。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.27 ○20番(前山美恵子議員)

では、すみませんが、大変これは微妙な問題がいろいろ重なっているものですから、私もこういう場で大変やりにくいところもあるのですが、やはり市民の権利を守るためと、それから、市民が経済的にこんなに苦しまなければいけない、今、所得が減っているものですから、こういう状態が起きますので、そういうことも考慮をして進めていただければというふうに思って、また問題があれば、今後させていただきます。

次に、後ろからいきますので、介護保険について。

まず保険料ですけれども、11段階にして、第1段階については、現在、第1段階は大体110人ぐらいいらっしゃる計算になるのですが、生活保護、それから老齢福祉年金受給者の方は、現在の保険料は年額1万1,500円です。

それが今回は、この前の策定委員会で計算をしますと、0.2倍になりましたが、これが1万320円で、1万1,500円からそれは多少は減っているかなというふうに思うのですが、もともとこの階層の人たちは、とても払える状況にないということ。

それから、この前の決算のときでも、保険料の滞納者が、2年以上滞納しているという人が117人もいらっしゃるということは、この階層とか、もっと大変な階層もちょっとあるんですけども、ということは、2年以上の滞納というのは、もう本当に払えないという人ではないかなというふうに思うんですね。

こういう人が117人もいて、今回保険料が上がる。それから一番低い階層であっても、ほとんど保険料が変わらないというところで、今回、策定委員会でも、3億7,000万円の基金がある中で2億円を投入するという話ですけれども、もともと、この3億7,000万円というのは、今までの第4期で65歳以上の人たちが払ってきた保険料が、使われないでそのまま残ってしまったお金ですので、これを保険料にちゃんと戻すというのが、本来なら決まりではないかなというふうに思うものですから、こういうまず2億円を繰り入れるのではなくて、さらに保険料引き下げのために原資として戻すという手だてと、そして、まずこの第1段階のところ、これについてもっと低くできないでしょうかね。お願いします。

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.29 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

第5期の介護保険料につきましては、現在、策定委員会のほうで審議をお願いしているところでございまして、まだ正式決定いたしておりません。

しかしながら、第4期の3年間と今度の第5期の3年間を比べますと、給付費がもう既に20%以上上昇するということが見込まれておりますので、当然、保険料はもうちょっと上げざるを得ないという状況でございます。

しかし、議員が申されますとおり、この保険料の上昇を抑えるために、今回、ある程度の金額を基金から繰り入れて上昇を抑えることといたしておりますが、議員がご提案のように、全額基金を取り崩しますと当然財源が空になりますので、この24、25、26年の給付費が予想以上に伸びた場合、その財源がありません。

そして、次の27年度からの第6期の保険料を一気に引き上げることになりますので、この基金の全額取り崩しにつきましては、慎重に考えてまいりたいと考えております。

それから、低所得者の第1段階の0.2と申しますのは、愛知県下に50団体以上ございますが、その中で、刈谷市に次いで県下2番目に低い率でございますので、そこら辺はご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.31 ○20番(前山美恵子議員)

第1段階の0.2倍というのは承知をしております。ここら辺ではほとんどないということで、今期も大変頑張っていたなというふうには思いますが、生活する側の実態としては、なかなかこれに追いついていかないというふうです。

今言われました刈谷市が0.1倍で、現在、年間4,440円です。介護保険の決まりでは、全額免除とかそういうのはいけないという三原則で、本来なら自治事務ですので、別に市が独自で減免をしたっていいのですけれども、今回引き上がるということで、刈谷市並みに、今0.2を提案されているのですけれども、0.2ですと1万320円ですけれども、これを0.1すると5,160円で、財源としては57万円を新たに投入するだけで、これは実現できるので

すが、この点について検討の余地があるでしょうか。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.33 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

第1段階を0.2から0.1へというお話でございますが、今回、介護保険料は低所得者の第1段階のみではございません。全部で11段階、12区分ございます。その中で今回、第4期よりも率が下がる区分が6区分、あと4区分が同じ率、あと所得の高い方の2つの区分については、率を上げさせていただいております。

といったことで、低所得者の方を下げることは当然、他の区分に影響してまいりますので、そういったこともありまして、現在のところは0.2以下は考えておりません。

以上です。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.35 ○20番(前山美恵子議員)

介護保険の保険料で、第2段階、第3段階は確かに前回より下がっておりまして、前回より助かるという方が出てくると思います。

本当はこれは、苦しいのは、第3段階の収入が80万円を超えたあたりの方が4万幾らか払わなきゃいけないものですから、ここも大変苦しいんですね。

けれども、ここまで減免をしていると、残った基金を使うには大変だろうなということで、第1段階をこの半分にすれば、たったの57万円ちょっと余分に要るだけですので、それは愛知県内でも刈谷市がやっているのですから、豊明市だって、これを見習うことはそんなに難しいことではないんじゃないかなと思いますので、これは策定委員会のところでまた検討をしておいてください。

それから、利用料についてですけれども、1月に実態調査を、介護の改定をする前には必ずニーズ調査をされます。ここで、私は前もそう言ったんですけれども、介護に大変負担を感じるとか、それから介護する側が、介護をすることによって精神的にすごく負担を感じるとか、それから自由がないとか、もともと家族介護から社会介護に変わったわけですから、そういうものが第1期、第2期、第3期、今回のものでも、これも依然として残っている

わけです。

家族の人の精神的な負担、これは30%、それから身体的な負担、これも30%近い。こういうものがあって、さらにはやはり本人が利用を控えるという状況はどうか。家族が見てくれるからと、その背景にどういうことがあるかということ、やはり見ないといけないんですけれども、私は前にもケアマネさんにお聞きをして、ケアプランをつくるときに、その家族の人とか本人の前でケアプランをつくって、「これをもう一つ入れようね」と言ったときに、家族の人から「もうそれはお金がかかるからやめてほしい」ということで、やむなく削らざるを得なかったというお話も聞いています。

それから今、社会福祉法人で受けた場合に、2分の1軽減されるという制度があるので、すけれども、なるべくならこれを使おうかと言っている人も、利用料が半分になるだけでも大変助かるということで、それをなるべく使うという人がいらっしゃるということも、お聞きをしております。

それは、その背景は、利用料がやはり高いという問題ですから、1カ月1万円、2万円の方が、今このデータで見ますと、2万円までしか利用されないという人が出ていらっしゃいますけれども、この背景はやはり利用料で、全部が全部、これを問題解決させるということは、豊明市でも到底無理です。

でも、その人たちの負担を軽くする手だて、そういうことをやはり今回、第5期の改定時期なので、そういうのを、これの調査は、ただ調査をしただけではなく、これを生かした事業計画をつくってほしいというふうに思うものですから、そうしますと、一つの方法としては、サービスの利用料の減免制度を愛知県内でももう幾つかやっているわけです。

居宅のサービスについては、さっき言ったように半分やっていると、それを大変利用されるという方もいらっしゃるわけですが、これを、利用料の減免について、ちょっと考えていただきたいと思うのですが、まず私が、利用料の減免をすると、どれぐらいかかるのかなとちょっと計算をしたんですけれども、第1段階が大体110人で、その出現率が大体13%というふうに計算をされているものですから、14人の方が2万円のところを半分にしていただくと、年額173万円で、まず第1段階の人の減免制度ができるんじゃないかなと思うんです。

1から2段階の人になりますと、そこまで減免を広げますと2,400万円ですので、これを3年間にしますと6,000万円、7,000万円ですので、基金が余っていますので、それを原資として、これを充てることができるんじゃないかなと思うんですけれども、こういう考えなんかについてはいかがでしょうか。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.37 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

利用料の減免についてのご質問がございましたが、今、議員のほうからご紹介いただきました、ニーズ調査の内容をちょっとご紹介したいと思いますが、今回のニーズ調査では、介護認定者の中でサービスを利用しない理由といたしまして、利用者負担が高いからというふうにお答えになった方が、全体の9%おみえでございました。

また、介護をする側、家族にとって困ることについては、費用の負担が高いとお答えになられた方が、全体の7.7%でございました。

それから、施設入所者の方々への調査では、現在の利用料、サービス料の1割負担について、52.2%の方が適当であるとお答えをいただいております。

このような調査結果から、また、先ほどのご答弁の中でもお答えをいたしました利用実績から申し上げましても、現在のサービス利用料が極端な負担となって、利用控えにつながっているとは考えにくいと思っております。

利用料の減免につきましては、今回の第5期の計画の中では特段の制度は設けません。引き続き低所得者の方々には、現在の社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度、これを、市の一般財源を使いまして自己負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.39 ○20番(前山美恵子議員)

このニーズ調査なんですけれども、これは各階層別の調査がされていないものですから、これは階層によって、お金のある方は介護サービスを使う。

うちも父親がサービスを利用したことがあるんですけれども、私がこういう仕事をしているものですから、ほとんどデイサービスに行って、ショートステイを使ってということで、限度額ぎりぎりまで使いました。

父親がある程度年金があったから、それはできたんですけれども、大半が非課税世帯で非課税者の人たちなんです、この人たちがサービスを利用しようと思うと、やはり制限をされているというところで、これは階層別のニーズ調査が必要だと思うんです。

ですから、私がそういうところでケアマネさんから聞いた話では、そういう話が聞こえてくるものですから、全国でも大変深刻な問題、介護虐待とか、介護殺人とか、心中とか、いろいろ悲しいニュースが飛んでくるものですから、そういう根底にこういう問題、それから精神的な負担を持っている家族の人たちとか、そういう問題があるものですから、5期のとき

に本当に真剣に考えていただきたいと思います。

もし機会があったら、またニーズ調査で、そういう階層の人たちがどういうサービスを利用して、どういう状況を持っていらっしゃるのかという、階層別によくわかるような調査にも取り組んでいただきたいと思います。それはよろしくお願いします。

厚労省のこの改悪については、何かもう来年の早々には、これを決めるような話も新聞報道ではされておりますので、ぜひとも、これは県から国に言っていただきたいと思いません。

保育について、子ども・子育て新システムについてですが、これも来年の通常国会に改定をしようという準備が進んでいるのですが、今お聞きをしたところでは、今まではちゃんと市が責任を持って保育園の先まで、「ここですよ」と、それで「あなたの保育料は幾らですよ」ということを言って、それに従えばいいということで、若い家族には大変便利じゃないですけれども、やりやすいと、保育をやっていただけということなんです、今度は保育園の先は、保育園は自分で探さなきゃいけないし、それから、介護認定と一緒にですね。

「あなたは1日3時間しか受けられませんか」というような細切れの保育があるということ、そういうシステムになりそうなものですから、お母さんたちは保育園を探しに回らなきゃいけない。ちょっと問題がある子は、どこの保育園でも受け取ってもらえないというような状況が生まれるということで、保育団体のところでは大変これを危惧しているわけです。

ですから、これは絶対に今の保育制度を守るように、これは国に、情報収集だけでなく、こちらのほうから積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

年少扶養控除については、廃止になる前の算定でやっていただけるということで、保育料は上がらないということで、これは助かりますので、よろしくお願いします。

トイレの問題ですけれども、私も保育園をずっと回ってまいりました。市のほうは、今、改修を進めていらっしゃるということですが、個々によって随分深刻な問題が生まれておまして、まず1歳児、2歳児、これは未満児ですけれども、これはしゃがむ力が全然ないものですから、和式では全然だめという中で、まだ和式のものが依然として残っているところが結構あります。

2つある中で、1つは洋式になっているけれども、1つは和式になっているという問題と、もう一つは、こちらの部屋に15人、こちらの部屋に15人の未満児がいて、トイレは2つしかないということで、とても2つでは足りないという、トイレが全体的に不足をしているというのはどこでもあります。

個々の園を全部回ったんですけれども、足りないものですから、時間差を設けて、このクラスはこの時間、終わったら次はこっちのクラスがトイレに行くと、これは本当にトイレのしつけをする子どもにとっては大変不幸なことなんですけれども、そういう問題について、まず、しゃがむ力ができていないのに和式があるものだから、和式の便器にべったりと座っちゃうという子どもも発生しているとか、それから排便については、洋式じゃないと出ないものですから、家へ帰るまで必死にこらえている。

中には失敗をしてしまう子がいたり、それから女の子が、トイレが1カ所で5つ便器があると、2つぐらいは洋式になっているところもあるんですけども、みんなトイレと一緒にいくと、洋式の前でもうずらっと並んじやいまして、用を足すまでに間に合わなくて、これも漏らしてしまうという、そういう状況も打ち明けられました。

保育園のほうでは、とにかく保育園はエアコンとトイレは何とかしてほしいと、どこでも言われましたので、まずその点について、悠長なことは言っておれないので、本当に1～2年の計画で、洋式化はもう本当に1～2年ぐらいの間で完了させていただけないかなということです。

それと、不足をするというところが、例えば館保育園なんかは、4クラスある中でトイレは1カ所だけしかなくて5個、これはもう4クラスで時間差を設けてトイレに行かせているという大変ひどい話なんですけど、その5個ある中で4つが和式になっているということもありますので、これについてまず早急に取り組んでいただけるという約束をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

残り時間が約2分でございます。

発言時間にご注意願います。

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.41 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほども申し上げましたとおり、今後の財政状況を見きわめながら、順次進めてまいりたいと考えております。

また、現場を回ってみますと、予算だけの問題ではなくて、スペースの問題ですね。ちょっとスペースがない保育園もあるということを確認いたしました。

ですから、保育園によっては、部屋の一部をつぶしたり、倉庫をつぶしたりというようなことも出てくるかと思いますが、そこら辺も総合的に検討して進めてまいりたいと考えております。お願いします。

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.43 ○20番(前山美恵子議員)

では、トイレの話については、現場とあれで早急に進めていただきたいと思います。
災害時の応急給水対策については、時間がありませんし、まだ3月議会でも間に合うと
いうことがわかりました。

ですから、3月議会に間に合わせたいと思います。

以上で終わります。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、20番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時10分再開

No.45 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.46 ○15番(杉浦光男議員)

議長のご指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

税金について、個人市民税、法人市民税を中心に言っておりますが、失礼しました、全
体の税金です。ごめんなさい。

平成 22 年度では約 98 億円で、前年度より5億円の減収。その比は 95%で、大きかったです。

その後の経済状態が著しく改善しているとは思えず、本年度は3・11 の大震災、それから
タイの大規模洪水、それからユーロ圏の政府の借金問題、それから日本の円高等、非
常に経済的には困難な状況で、市税の落ち込みも大きいのではないかなというふうに懸
念をしております。

こうした中、石川新市長の最初となる予算案の編成時期がやってきました。そこで、予算
案の編成過程を中心に、その一部について伺っていきます。

その1、24 年度予算案作成における税金予測について伺います。

本年度はもう8カ月が過ぎ、24 年度の税金見込みも、その内容が明らかになってきてい
ると思われれます。

その2、通告の2と3が入れかわります。

2として、各課からの第1次の予算要求と調達できるであろうと思われる財源、(歳入)と
言いますが、その差はいかほどか。

その3、市長のマニフェストは、市民生活をしっかりサポートするということが、大きくベースにあると思います。そのための財源が本当に捻出できるのかを問います。

今までも、行財政改革はかなりなされてきたというふうに私は評価をいたします。

また、企業誘致や用途地域の変更など、税収を増やすなどの新しい財源を生み出すことも容易ではありません。このことは、逆からいえば、石川市長のこれからの手腕に期待するところが大きいです。

その4、少し側面が変わりますが、区の交付金一括化に向けての補助金のあり方と地域自治の推進について伺います。

市長のマニフェストには、地域自治の推進があります。区交付金一括化の内容については、一部一定の説明を受けてはおりますが、詳細については、まだ私も理解不足であります。

区交付金の一括化が即、地域自治の推進とは思えないのですが、どのようにお考えでしょうか。

その5、予算案の作成段階で経営戦略会議はいかに機能しているかを伺いたいと思います。

市政経営の戦略的なものを、最高の意思決定機関として行われているところだと私は理解をしております。私はそのように認識をしていますが、そのことについて、いかに機能しているかということをお伺いしたいというふうに思います。

次は、教育問題です。

「教育環境日本一」と市長は言われますので、大変うれしく心強く思います。

豊明市の置かれている、とりわけ財政面では旧愛知郡一になることすら、なかなか難しいことです。

教育には金がかかります。費用対効果で、即効果があらわれて見えるというものでもなかなかありません。

しかし、私たちは知恵を出して、人の力によって、教育環境日本一をつくり上げなくてはならないのかなというふうに考えております。

私は、教育に関して知育、徳育、体育、略して知、徳、体と言いますが、これを中心に質問をし、それを支える食の問題、環境の問題等を、ハード面、ソフト面から、それぞれの定例会におけるこの場で質問させていただきました。

今回は、児童生徒個人、すなわち個に視点を当てるのではなくて、もう少し全体、そのベースになるようなところに視点を当ててお伺いをいたします。

その最初の問題は、通告してあるとおりですが、特色ある学校づくりについてです。

そしてその2は、泊を伴う体験学習についてです。

その3、最後は、24年度の臨時教職員の雇用計画についてです。

特に、特色ある学校づくりは、特色ある学校とは何を意味するのでしょうか。私は自問自答をしながら、きょうはお伺いをしたいと思います。

教育環境日本一を語る時、このことは重要な一つであろうと考えます。

学校は教育の場ですので、児童生徒の知、徳、体を向上させるものでなければなりません。よろしく答えていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

No.47 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.48 ○行政経営部長(横山孝三君)

それでは、行政経営部から24年度予算のあり方についてのうち、4点についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目の24年度の税収予測についてであります。

ようやく、景気が上向きになり始めた時期に、東日本大震災、その震災による原子力発電所被害による放射能汚染及びその影響による電力不足、急激な円高、タイの洪水による企業の操業短縮等によって、景気が低迷傾向となり、先行きは不透明であります。

歳入の基幹財源でもあります市税も、大変厳しい状況が続くものと考えられます。

個人市民税は約41億1,000万円とし、法人市民税は平成23年度決算見込みとして微増の4億3,000万円を、固定資産税は3年に一度の評価替えの年ではありますが、地価の価格がほとんど横ばいのため前年と同額とし、家屋は評価替えの基準年度は在来分の経年減価分として10%の減額を見込み、約1億8,000万円減の約38億円とし、市税全体では約6,500万円減の約93億8,000万円弱を見込んでおります。

景気の後退の影響で、国庫支出金、県支出金は先行き不透明ではありますが、実績等で試算し、普通交付税につきましては23年度実績を考慮して計上してまいります。

歳入全体としまして、市税の減収などによる財政状況は、前年度より厳しい状況であると痛感しております。

次に、2番目の市民生活をサポートする施策とその財源の捻出はできるかと、3点目の各課の第1次の予算要求と調達できる財源との差はいかほどかということでございますが、この2点につきましては関連性があるため、一括でお答えを申し上げます。

市民生活をサポートする施策としての児童クラブ利用料無料、国保税応益分10%軽減、私立高等学校授業料補助、学校教員等配置賃金などは、担当課の予算要求に含まれて提出されており、全体の歳出要求額は約182億7,000万円で、歳入見込額約176億7,000万円との差は、約6億円でございます。

現在、財政課にて各課のヒアリングを行い、不要不急事業の見直しなどの後、行政経営部長査定、副市長、市長査定と続きます。

歳入につきましても同様であります。基金の取り崩し、プライマリーバランスを考慮した中での臨時財政対策債等で、不足分の調整等により予算を組んでまいります。

次に、5点目の予算の作成段階で経営戦略会議はいかに機能しているのかでございますが、予算編成につきましては、500万円以上の普通建設事業、備品購入100万円以上は、実施計画とし秘書政策課に提出し、総合計画との整合性や優先度から査定を受けます。

その査定結果は、経営戦略会議にて内容を審議され決定されます。その決定事業が予算要求額に計上されます。

予算案の主要部分である主要施策事業の実施計画の審議、決定を、経営戦略会議が担っております。

以上で終わります。

No.49 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.50 ○市民生活部長(神谷清貴君)

杉浦議員の1件目のご質問のうち、市民生活部より、4点目の区の交付金一括化に向けての補助金のあり方と地域自治の推進について、ご答弁を申し上げたいと思います。

区の交付金につきましては、平成3年度に算定されたものを、人口等の変動や、市から地域への依頼事項の増大にかかわらず固定をして、同額で交付をしてまいりました。

平成19年度に、若干の調整をしたものの、抜本的な解決までには至らず、かねてから区長さんから見直しを求める声を多くいただいてきたところでございます。

また、平成22年4月に施行いたしました「地域社会活動推進条例」では、市は、地域社会活動を支援していくため、地域に対する財政的支援制度について、地域の実情を踏まえて整備することが求められてきたところでもございます。

こうしたことにより、市では、区の交付金と地域に支出する各種補助金を包括的に見直し、地域に対する新たな財政支援制度として地域一括交付金を、平成24年度からスタートさせるための準備をしているところでございます。

地域一括交付金の目的といたしましては、大きく3つございます。

1つ目に、長年、交付金額が据え置きであったために生じていた区交付金のひずみを解消すること。

2つ目に、これまで事業ごとに各課において申請手続が必要であった各種補助金を可能な限り統合することで、地域、行政、双方の事務軽減を図ること。

そして3つ目に、少子高齢化社会を迎え、今後、地域に新たに発生する地域課題に対し、地域がみずからの創意工夫と判断で柔軟に対応していただける財政支援制度へと整備することでございます。

地域一括交付金は、区交付金とこれまで事業ごとに目的を限定して交付してまいりました各種補助金を統合し、区に一括でお支払いすることにより、地域の裁量権を拡大していくもので、これにより、地域の創意工夫により柔軟に使い道を決定しながら、特色のある活動を組み立てることが可能になると考えております。

例えば、地域の安心・安全、高齢者福祉サービス、伝統行事など、それぞれの地域が独自のテーマで、住民の必要に沿った事業に柔軟に交付金を充て、主体的に取り組んでいただくことが可能となると、こういう考え方を持っております。

市といたしましては、地域一括交付金制度により、地域の創意工夫の余地が拡大し、各地域が積極的にそれぞれの課題解決に向けた取り組みを展開していただくことを期待しており、本市におけるさらなる地域自治の推進、「新しい公共」の創造につながっていくものと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.51 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.52 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より、児童・生徒の健やかな成長を目指してにお答えをさせていただきます。

まず1点目、特色ある学校づくりについての現状と課題についてと、こういった内容でございます。

まず、現状からお話をさせていただきます。

現状につきましては、特色ある学校づくりを進めるに当たっては、3点の柱に沿って実施をしております。

1点目が、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばす目的でございます。

2点目として、継続性があり、創意工夫に富んだ活動を展開する。

それから3点目、保護者、地域の人々の願いにこたえる活動を展開する。

各学校におきましては、それぞれの地域性を基盤に、独自の伝統や校風等をつくり出しております。

課題といたしましては、各学校は行事終了後、学期の終了時等に、アンケートを実施しております。

このアンケートは、学校評価とともに評価、反省を行っておりますが、その中で出てきた内容につきましては、地域への啓発、それから連携が改めて不十分であるということが指摘をされました。

今後も、これに対処するために、ホームページ、それから学校通信等を活用し、一層啓

発に努めていく必要があると考えております。

次に、特色を他に発信できているのかと、こういったご質問でございますけれども、特色を他に発信できるかどうかというご質問に対しましては、各学校は、ホームページ、それから学校通信、あるいは地域の回覧板等で、地元地域に発信をしてみたいと、このように思っております。

3点目、財政的な裏づけについてという内容でございますけれども、この特色ある学校づくりの予算につきましては、今年度、平成23年度は、小学校各校に12万円ずつ、それから中学校につきましては、各校それぞれ22万円の予算をつけております。

次でございます。2番目といたしまして、泊を伴う体験学習の現状と課題についての内容についてお答えをさせていただきます。

まず、現状でございます。

泊を伴う体験学習には、修学旅行及び野外活動が挙げられます。本市の野外活動は、小学校、中学校ともに「ルールを守り、共同生活、交流、体験活動を行い、自然に親しみ、心と体を鍛え、楽しい思い出をつくり出す」というねらいを掲げて、豊明市野外教育センターで実施をしております。

特に、本市の野外教育活動は、市街地ではできない自然豊かな生活を体験することにより、現代の恵まれた生活について考える機会とともに、他市町にはない特徴もあります。

このような体験を積み重ねることは、豊かでたくましい人間を育成する、よい機会であると考えております。

課題といたしましては、施設、設備の整備の面では、安全性と利便性の向上を図るため、各校からの要望を取り入れ、その都度、整備、改善を図ってまいりましたが、まだまだ不十分でございます。

野外教育センターは、入口に門扉がないなど安全上の不安があります。

また、大雨、それから落雷等に関する情報がなかなか得られない、異常気象時の避難場所の確保が十分でない等の課題も挙がっています。

2点目といたしまして、民宿の問題でございます。

民宿の収容能力が、今般、沓掛中学校は25年度になりますと、2年生の生徒が260人から270人になるといったことで、今現在、7軒の民宿で収容しておりますけれども、この収容ができなくなるといった問題がございます。

これにつきましては、新しい民宿や宿泊施設の確保が課題になると、このように思っております。

3点目は、あと身体の関係、医療の関係でございます。

救急体制の面でございますけれども、平日は診療所がありまして、問題はありませんけれども、夜間や土曜日、日曜日等、診療所に医師が不在のときでございますけれども、児童生徒の健康安全上、心配は尽きません。

また、重篤の事態が発生した場合の手段として、東栄町、新城市等にある病院への搬送が、速やかに確実に可能かという点が毎年、課題として挙がってきております。

次に3点目、24年度の臨時教職員の雇用計画についてでございます。

現在、教員補助及び特別支援教育支援員、それから定住外国人の日本語教育推進員等の臨時職員を、市費及び緊急雇用創出事業を活用して各小中学校に配置をし、児童生徒個々へのきめ細かな教育指導を行っております。

教員補助は、教科指導担任や学級担任の補助業務を担うことで、少人数学習指導等ができ、また、特別支援教育支援員は、小中学校において特別支援教育の総合的な支援体制を整え、障がい配慮した個々の教育指導等を行うことが可能となってきました。

児童生徒の健やかな成長のために、教育委員会といたしましては、引き続き個々のきめ細かな教育指導を進め、そのために必要な臨時教員等の人員確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

No.53 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.54 ○15番(杉浦光男議員)

予算の編成過程のほうは1、2、3と番号が打ってありますけれども、いろんな絡みを持っていますので、再質問でお聞きしていくときに、ちょっとあっちに飛んだり、こっちに飛んだりするかもしれませんが、よろしく理解をしていただきたいというふうに思います。

最初に、税収の見込みですけれども、全体をトータルして6,000万何ぼというふうに言われましたけれども、私が思うと、これは物すごく少ないんですけれども、もっとたくさん落ち込んでいるんじゃないかと、過去の3年前ぐらいからの流れを見ていると、そういうふうにするんですけれども、それは何か特別な理由がありますか。

No.55 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.56 ○行政経営部長(横山孝三君)

来年の税収について、トータルとして6,500万円程度が減るのではないかとというふうに見込んでおります。

そのうち、個人市民税は逆に約1億 1,000 万円程度の増を見込んでおります。

翌年度課税であります個人市民税といいますのは、景気と企業の雇用環境の改善が見込めないということで、サラリーマンの年収が減少するのではないかとことを勘案して、前年度より約1億円程度の減収を見込んでおりますが、子ども手当等、高校の無償化による扶養控除の改正ですね、まあ廃止でございますが、それで約2億 1,000 万円程度の増収を見込み、差し引きしますと、約1億 1,000 万円程度の増収を見込みましたので、市税全体といたしましては、約 6,500 万円程度の減収になるのではないかとこのふうに見込んでおります。

以上でございます。

No.57 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.58 ○15番(杉浦光男議員)

何か正直申し上げまして数字のマジックみたいで、ちょっとわかりにくかったところもあるんですが、要は、簡単にいうと、割合と勤労者、私たちも含めて勤労者の所得が多かったんで、市民税を払うのが多いから、税収としては少ないんですよと、そういう意味ですか。

No.59 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.60 ○行政経営部長(横山孝三君)

いや、そういうことではございませんで、当然、サラリーマンの年収は減ってくるということを見越しておりますが、その一方、税制改正がございまして、子ども手当等、高校の授業料の無償化ですね、これについての扶養控除が改正されます。

扶養控除をなくすということでございますので、その点につきまして、逆に2億 1,000 万円ほどの増収が見込まれるということの結果において、トータル 6,500 万円ほどの、市税全体としては減収になるというふうに見込んでおります。

以上です。

No.61 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.62 ○15番(杉浦光男議員)

もう一回聞きます。

これで聞いて、私が理解できなかつたら頭が悪いということで、もう次は聞きません。

要は、勤労者の勤労所得は減っているけれども、そういう子ども手当だとか、そういうもので各家庭への実入りが多かったので税金が高くなったと。税金をたくさん払っているから、私が言ったように本当なら1億円か2億円、税収が少ないのかなと思ったのに、6,000万円と言われたので、要するに、市民あるいは法人が、まあ個々によって違うけれども、たくさん出しているの、その差が縮まったのかなというふうに私は理解した。

だから、子ども手当なんかでいうと、子どものあるご家庭は収入が増えたので、子ども手当分が増えるがね。そうすれば、その分だけ収入として算定されて、市民税を納める額が大きくなる。市民税が大きくなれば、市のほうの収入も大きくなるから、今までは2億円ぐらい足らなかつたのが、6,000万円で済んだよと、私はこんなふうに理解しています。

間違っていたら、もうこれ以上は質問しません。

No.63 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.64 ○行政経営部長(横山孝三君)

若干、誤解されているというふうに思っておりますが、個人市民税といいますのは、所得をもとに計算してまいりますので、その個人の所得の控除が少なくなるよということによって、個人市民税のほうの税額が、逆に増えるよということによって、この市町村の税収が増えますよと、そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

No.65 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.66 ○15番(杉浦光男議員)

悪い頭ですが、今ちょっとわかりましたので、その問題はそれだけにします。

次の再質問ですけれども、また、これも数字でごめんなさい、各課の第1次の予算要求

と、来年度はこれぐらいの歳入があるからということで、その差というのが、私は10億円か15億円ぐらい、例年の例で見るとあるかなと思ったんです。

予算要求というのは、各課は自分たちの仕事に自信を持ってやっているのだから、次もこれだけ要るといって予算要求をしたならば、一定のこれだけ要るといって額がいく。そうすると、税収も少ないわ、下手すれば交付税も少ないわで、歳入のほうは少ないのだから、その差は大きくなるのかなと思ったんです。

だけれども、余り大きくないが、それも特別な理由があるんですか。

No.67 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.68 ○行政経営部長(横山孝三君)

予算要求と歳入予測とのかい離が6億円程度、今あるというふうに申し上げました。

これがなぜ少ないかと、予測よりも少ないじゃないかということでございます。

予算編成といいますのは、もう既に8月上旬に、各課に対しましてそれぞれ説明会を開催しております。その際に、本市の厳しい財政状況というものを説明しております。

新規・臨時事業の概算要求の提出につきましては、8月にやっていただきまして、査定をさせていただきました。

その予算要求の大きなウエートを示します500万円以上の普通建設事業、それから100万円以上の備品購入については、実施計画で査定及び決定をしておきまして、それを各課に通知しまして、その額で予算要求を下さいということで通知しております。

したがって、当初の概算要求で、例年は7億円から10億円ぐらいのかい離があるわけですが、今回は新規・臨時及び実施計画で今まで調整を図ってまいりましたので、その結果、約6億円のかい離で済んだということでございます。

以上でございます。

No.69 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.70 ○15番(杉浦光男議員)

そうすると、私はここで懸念することもあるんですが、確認しておかないといかぬのは、予算要求を、例えば財政当局からとか、あるいは市長、副市長、そういうところから、各課

に枠をはめるといふか、こういうふうだから、歳入も少ないし、こうだから、しっかり査定して要求せよというような枠を決めてやると、それなりに要求するほうも、一生懸命にやるとか、過去の例に倣って要求するとか、そんなことではなくて、もう少し何ていうのか、見通しを持ってやった結果で、割合と、この差が縮まっているというふうに私は今理解したんですが、そうすると今度、その各課からの要求で従来の市民ニーズだとか、従来の事業の継続性、そういうものに支障を来すということはないですよ。

従来から市民のニーズがあって、きちっとやっている施策と、それから去年もやった、それを継続して今年もやらないといかぬぞというような施策、そのこのところを何ていうのか、減じているというようなことはないですよ。

No.71 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.72 ○行政経営部長(横山孝三君)

そのような懸念がないように、新規に事業をとということで、きちっと要求してくるようということと申し上げておりますので、その辺の心配はしておりません。

以上でございます。

No.73 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.74 ○15番(杉浦光男議員)

それなら安心しました。そういうふうに各課が真剣に、いつも真剣にやっていると思いますが、今の言葉で、この中で理論的に言うとそういうことになる。

各課が、去年や一昨年と違ってきちっと査定をして、きちっとやった結果で縮まったよと。そして市民ニーズには的確にこたえているよ、それから従来から継続している事業については、減じないよということになれば、そんないいことはないですから、私はこれは大変立派なことだというふうに理解をします。

それで、次の質問に入りますが、そうすると、私はその言葉をちょっと別な言葉で言うと、やっぱりやりくり上手といふか、各課が割合やりくり上手にこういうふうに行ったと思う。

そのやりくり上手の問題と、国から来る普通交付税との絡みについて質問します。

いいですか、交付税というのは従来、義務的経費も含めていろんなもので、例えばわか

りやすい質問をしますよ。

豊明市の一般会計の予算が100億円要ると。それで、それはちゃんと一生懸命やって100億円要るんですよ、豊明市の市民のニーズにこたえると100億円要るんですよ。単なる希望ではなくて、これは義務的経費も入っていますから、そうすると、この100億円の95億円しか歳入がないので足らぬから、この5億円がないわけでしょう。

5億円がないから、豊明市を運営するには5億円、交付税として交付してくださいよというのが、これが普通交付税でしょう。

そうすると、今言ったようにやりくり上手でやると、従来、100億円でやっていたのを、例えば95億円ぐらいでやりくり上手でやってしまった。結果も一緒。

やりくり上手ということで、95億円でやったということになると、先ほど言った理屈でいうと、100億円と95億円だから、5億円足らぬから交付税をくださいと。やりくり上手で、95億円で全く同じことがやれたよという、交付税をもらう根拠がなくなってしまうかなと。それはありませんか。

これも私の理解が間違っているかな。お願いします。教えてください。

No.75 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.76 ○行政経営部長(横山孝三君)

普通交付税のことですが、地方財源の均衡化を図るということで、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するという、国税の一定割合を地方に交付されるというのが、地方交付税でございます。

そのうち、普通交付税につきましては、基準財政需要額が基準財政収入額の額を超える団体に、その差額を交付されるものでありまして、交付税の需要額や収入額を算定する場合は、地方公共団体の標準的な財政需要及び一般財源の収入額を画一的に算定するというものでございますので、そのやりくりということについての影響というものはございません。

以上でございます。

No.77 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.78 ○15番(杉浦光男議員)

これも専門家ではないのでちょっとわかりませんが、今のことを結論だけをいえば、やりくり上手で、うまく会計、財政をやっても、交付税のかさには関係ないよというんですね。

それではとにかく、交付税がもらえる条件が整っているのだったら、やりくり上手で上手にやって、交付税はぴちっといただいでください。

そういうふう理解して、そういうふうに私が主張していいですか。

No.79 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.80 ○行政経営部長(横山孝三君)

やりくり上手ということで、もちろん、そのようにやらなければいけないんですけども、ただ、起債を起こす場合に、その元利償還金とか、交付税の算入額の有無については、しっかり検討していかなければいかぬと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

No.81 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.82 ○15番(杉浦光男議員)

きょうは、ちょっとややこしいところで申しわけありません。

次は、市長に聞いてみたいのですが、これも今の財政問題と全部絡んでおります。

個人市民税の10%減税は、マニフェストでいうと「やる」と書いてあるから、やるんですかと、まず聞いて、やるんだったら、いつやりますかという聞き方をいたします。

No.83 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.84 ○市長(石川英明君)

今、24年度の予算についてご質問をいただきました。

実際には、私自身のマニフェストを、この予算にどうあらわしていくかということが、今回

求められるわけでありませう。

結論から言いますと、今回については、市民税 10%減税については見送りをさせていただきました。

以上です。

No.85 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.86 ○15番(杉浦光男議員)

今回については見送りということは、議案として出ていないので、この 12 月議会に出なければ間に合わないの、これはないだろうというふうに、臨時議会でもあれば別ですけど、そう思いました。

例えば、愛知県は減税問題が撤退したような感じがします。それから、名古屋市は今、ちょっともめているようですが、7%になったと。河村さんのようなカリスマ的な独特の市長であっても、実際の財政問題とか、いろんなことで難しい問題があるわけですね。

そうすると、豊明市の場合も正直申し上げて、市長が頑張って 10%として、そのままいけばやれるかなと。

安い分にはこしたことはないですよ。安い分にはこしたことはないが、本当にやることに妥当性があるかやれるのかなという懸念は正直持っています。

だから、そういうところは、私の思いでいけば、市民に再度問うということも必要ではないかなと。マニフェストそのものを、ずばっと実践するのではなくて、そういうことも大切ではなかろうかというふうに私自身は思います。

希望を言いながら、次の質問をいたします。

5番目の経営戦略会議は機能しているかという問題、これは質問というよりも、ちょっと自分の意見のような感じにもなりますが、質問というふうに理解していただいて教えてください。

経営戦略会議でいうと、例えば、経営戦略会議は市長、副市長、教育長、部長が集まるとするでしょう。そうすると、その中でいろいろ話し合われるが、俗っぽい言葉でいうと、力の強い人だとか、もっと簡単にいうと声の大きい人、意欲的なことをしゃべる人、あるいは、そういう人の意見に左右されちゃうとか、物すごい私は低次元でしゃべっていますけれども、要は、その中身を知りたいわけなんです。

それから、本当に豊明市政の向かうべき課題が、そこに的確に上がってきているか。例えば、高齢者の福祉を、絶対にこれからの3年で充実させていくぞとか、あるいは、耐震の問題は、これは私は明確だったと思うんだ。

災害が起きているし、どこでもやっているから、これはだれが言っても、耐震、耐震といって、経営戦略会議で「はい、そうですね、耐震」と、ばあっと決まったと思うんだね。

後の課題については、いろいろ皆さんの意見もございますから、経営戦略会議の実態がどういうふうかなと、私はその実態を知りたいということで、ちょっと低次元な言葉も使ったりして、しゃべっていますけれども、質問ということで、もう一度お話しください。

No.87 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.88 ○行政経営部長(横山孝三君)

経営戦略会議につきましては、議員がご承知のとおり、市長以下部長まででメンバーを構成しております。

会議のありようでございますが、毎回、テーマを決めまして、そのテーマを担当課から説明させます。

その説明を受けた後、市としてどうしていくんだということを、まあ結論を導くわけですが、その過程におきまして資料の説明を受けるわけですが、一番大きいのは、まず市長さんのマニフェストとか、それ以外にも方針というものを、その場で教えていただきまして、どうなんだということと、それから次には予算の関係ですね、予算があるかということ、担保できるかということについてということ。

それから、3番目には総合計画ですね、総合計画とか都市マスタープランとか、そういった計画に整合しているのかということ。

4番目が、新しく市の活力を出していくにはどうしたらいいか、というようなことにつきまして、検討しているわけでございます。

先ほどの実施計画につきましても、そのうちの一つの業務であったということで、これは毎年、ルーチン的にやっている作業でございますが、そのようなことでございますので、特に、我々は重要な会議というふうに位置づけております。

以上でございます。

No.89 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.90 ○15番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

市長のマニフェストもあるし、民意を背負った市長という行政の最高責任者がいて、なおかつ、事務の行政のプロたち、部長たちがいるわけですので、その中身はいろんなことが想像されるわけですが、私が思うのは、その中身が知りたいなと思ったのは、本当にそこで皆さんが真摯に話し合われて、重要な課題が的確に処理されて、市民の幸せに直結するといいなという思いがありますので質問しているのですが、実際、こういう世界はいろんなことで、私の今言った理念的な思いとは裏腹に進む場合もあろうかと思いますが、私が、このことをまず聞こうと思ったのは、部長さんの答えを聞いていると、私自身は理解ができる。

「あっ、自信を持って答えているな」とか、「ちょっと嫌々答えているな」とか、これは私自身の判断ですよ。私自身の判断ですから、ほかの人がどう考えるかは知りませんが、私は部長さんが答える場合の顔を見て、それぞれ自分なりに判断をしているということであります。

私の雑感を申し上げて、次の質問にいきます。

教育問題ですけれども、一番の課題は、今回、私は学校の特色をお聞きしようと思ったんです。

これで、私の考えを先に言うと、横並びはだめだなと。だから、本当に各校で特色を出していただきたい。

ということが、いいなと思うんですが、たくさんは要りませんけれども、特色の1つの例を教えてください。お願いします。

No.91 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.92 ○教育部長(加藤 誠君)

各学校それぞれの特色につきましては、小中学校12校ですべて出ておりますけれども、その中で特に1~2、例を挙げますと、例えば、各小学校では異学年グループによる児童主体の活動を行っているとか、あるいは、固有名詞でありますけれども、例えば大宮農園を中心とした飼育、栽培活動を実施しているであるとか、あるいは、中学校にいきますと、豊明中学校ではベートーベンの第九合唱、これがメインになっておりますし、それから、栄中学校でも感動を与える合唱活動と、こういった内容。それから、沓掛中学校におきましては、異学年集団でつくる体育大会での応援合戦と、こういったものを要するに主に、特色ある学校づくりをしています。

こういった現状でございます。

以上でございます。

No.93 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.94 ○15番(杉浦光男議員)

1～2の例と言いましたけれども、たくさん言っていたいて、どうもありがとうございました。

私が特色と考える、ばあっと頭に浮かぶのは、例えば豊明中の第九。皆さんは歌っていないと思いますが、皆さんの子どもさんは大体歌っているんじゃないかな。一遍、ベートーベンの第九を歌いますと、交響楽団を後ろにして歌いまして、それで一生懸命、1年、2年、3年と練習していくわけでしょう。それで歌うと、これは一生の宝になるなど。

ほかの学校の生徒にも、自分が大人になったときに誇れるのではないかなというふうに思うんです。そこは特色だなと。

その特色を出すために、普通の知、徳、体の教育活動をおろそかにするとか、そんなことではありませんよ。もちろん、それがベースになって、その上に、そこから出てくるすばらしい特色。教科の音楽科とも結びついているだろうし、すばらしいものだなというふうに私は考えております。

それから、こういうものをちらっと持ってきましたが、栄中の合唱会はCDをつくって、1年から3年までの自分たちが歌った歌をCDに入れて、それをずっと持っている、一生、これは歌えるんですね。こういうものも、大きな特色だなというふうに思います。

質問か、意見かわかりませんが、とにかく横並びではなくて、自分のところできちっとした特色を出して発信できるというような、教育委員会が自信を持って指導していただきたいなというふうに思います。

私の意見ばかりを言っていてはいけませんので、質問形式に変えますが、今申されたように、小学校が十何万円で、中学校が二十何万ですね、予算があって横並びでしょう。

これは基礎、基本の特色を出す費用かもしれぬけれども、本当にすばらしい特色を出して、ばあっと発信できるようなところには、予算を加算するとかという金銭的な裏づけも私は必要だと思うんだね。

豊中でもオーケストラを一遍呼んだら、もう何百万円とかかるでしょう。だからある程度、本当に特色が出ているようなところには金銭の加算、このことについてどう思いますか。

No.95 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.96 ○教育部長(加藤 誠君)

確かに今、議員がおっしゃった、例えばベートーベンの第九を歌う豊明中学校にしますと、オーケストラをバックに、まあ毎年、要するに、これは実施するのは11月の文化祭のときに実施をするというふうにお話を聞きましたけれども、今年度はたまたま、要するに体育館で行いますので、体育館が今工事中でございますので、2月末に実施をすると、こういったことをお聞きをしております。

いずれにいたしましても、これはオーケストラをバックにすると、この特色で、うちが中学校に出しているのが22万円でございます。

それとプラスして、参加生徒には1人900円程度の負担をいただいて、大体これは670名から680名ぐらいの生徒で歌いますので、そういった要するに金額が、オーケストラを呼ぶだけでも80万円ぐらいかかると、こういった内容もお聞きをしております。

こういった中で、確かに特色を出すのに、金銭であがなうことができるのかどうかは別といたしまして、その小中学校の児童生徒が心に残る小学校生活、あるいは中学校生活を送るといったものに、特に特化するような内容であれば、教育委員会としても、今後については一遍考えていきたいなど、このようには思っています。

以上でございます。

No.97 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.98 ○15番(杉浦光男議員)

先ほどの行財政にかかわって1つ、再質問を落としていますので、教育の問題を急いでお聞きして、そちらにもう一回戻りますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

後は、泊を伴う行事ですが、課題はお聞きしました。私が先に自分の考えを申し上げて、課題をどうやって解決していただくか、もう一度聞きます。

泊を伴う行事は、特に、これは普通の教科と違って、例えば勉強の苦手な子、運動の苦手な子でも、キャンプに行くと、みんなの食事をつくるのが上手だよとか、寝床をつくるのが上手だよとか、自分のそれぞれ一人ひとりの子に合った場が、ばあっと広がるんです。やっぱり、ああいう泊を伴う行事のときにはね。

だから、それを本当に大切にして、普通の学校の中ではちょっと生かす場所が少ないなというような子どもが、お山の大将でいいですから、大将になってやれるような場所は、泊を伴う行事が、割合、そういう場所を設定しやすいので、大事にしていきたいなど。

そして、課題にありました安全面。

それから、豊根村のキャンプでいうと、その安全面と、中学校でいうと民宿が足らぬという問題、これは物理的な問題で、どうしようもないかもしれぬけれども、民宿が足らなかつたら、もう一回、キャンプのほうで2晩やればいいですので、と私は思いますよ。とにかく大切にさせていただきたい。

安全面、よろしいですね、もう一遍答えてください。

No.99 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.100 ○教育部長(加藤 誠君)

ありがとうございます。

特に、安全面でございますけれども、まず私が言いました扉の件、これについてはいま一度、検討させております。

ということは、どういうことかといいますと、入口から中に入る道が、私道か、公道かも含めまして、あそこに門扉をつけるのが一番いいだろうと、こんなふうには考えておりますので、こういったことの対策を今しております。

それから、落雷等の異常気象の情報提供でございますけれども、来年度にインターネットを設置できるように、これはもう手配をしておりますので、来年度予算で実施をしていきます。

だから、パソコンを持っていけば、そこから要するに情報が得られると、こういったことを今考えております。

あと、それから民宿の件でございますけれども、豊根村の中では要するに措置ができないと、こういった中で、特に隣の津具村であるとか、それから東栄町、こちら辺へ話をかけさせていただいて1～2軒、賛同いただけるものもございますので、何とか確保はできると、このようには思っております。

あと、それから最後、重篤な事態云々の、子どもたちのこういった病気云々でございますけれども、特に何ていうのですか、特殊なこういった病気を持ってみえる子どもさんが参加をされるという状況も考えられますので、こういった中では、ドクターヘリ等の連絡もできるような形の中で、要するに整備をしまっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

以上でございます。

No.101 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間が5分を切りましたので、発言時間にご注意願います。

杉浦光男議員。

No.102 ○15番(杉浦光男議員)

教育のほうでは、来年度も臨時職員の確保もしっかり、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど、ちょっと飛んでしまいましたが、要するに区の交付金の問題ですけれども、私の思っているのは、区のほうに一括しておろすよといっても、それが単なる事務的な問題で一回だけおりただけでなくて、それが本当に地域自治というか、住民の人たちが自分たちでやっているんだよ、というふうなことにならぬことにはだめですよ。

「何だ、これは。市のやることを、自分たちがやるだがや」というふうでは、だめだと思うんです。そこら辺の課題というか、私がふっと思った課題、それを解決するには、どうしていただけますか。いけませんか、そういう質問は。

要するに、私の今の思いと行政の思いとの食い違い。例えば、「役所のやる事務的なものが、ばあーんと区におりてきたよ」と、そういうふうに言っている区の人もおりました。

そうではなくて、こういうねらいを持って、こうなんだよと。そうすると、区の人たちのために、これが一番役に立つんだよということを、行政としては理解してもらわないといかぬでしょう。そのことをもう一度、お願いをしたい。

No.103 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.104 ○市民生活部長(神谷清貴君)

先ほども申し上げました地域自治、そして新しい公共と、こういった観点につながっていくことを大いに期待しております。

これはどういうことかと申しますと、例えば市民協働課という、一つのそういう課がございます。各区のお仕事をさせていただいている、また、区長連合会も今年つくっていただいたと、こういった部分でございます。

その区長連合会のほうでは、意見交換をするような場を設けたりすることによって情報交換、またこれもすることができ。要は、区同士の情報交換によって底上げを図ることができる、こういった部分で区長会についても期待をしているところでございます。

そして、行政側の市民協働課としては、命令とか監督とか、そんな立場では、これはいけません。

指導、そして、ご助言を差し上げて、各区でこんな事業がございます、こんな事業がございますと紹介して、一つ言葉を変えるなら、各区の区長さんたちに、教育的な作用をほどこしながら、指導、助言をさせていただきながら、メニュー的なこういった行事と、そういった部分のことをお知らせして、また、側面的には全庁的に、あらゆる分野の行政でありますので、セクションがございます。そういったところとお話をしたり、また、協働といいますか、そういった観点の中で、展開をしていただくようなふうでは進めていくと、こんなイメージで今現在おります。

よって、今年の区長会の最終の会議では、そういったことをしっかりお伝えをしつつ、また新しい区長さんに年度が変わりでなられますので、新しい区長さんたちにもしっかりお知らせをして、まさしく協働の社会活動の条例もございますので、そういったものを駆使しながら、市民の皆様と一緒に展開してまいりたいと、こう思っております。

終わります。

No.105 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

あと、1分ぐらいです。

No.106 ○15番(杉浦光男議員)

それでは、財政問題で主に予算の編成過程と、それから教育の問題について質問させていただきましたが、もうこれで終わります。

どうもありがとうございました。

No.107 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、15番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時10分休憩

午後1時15分再開

No.108 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 近藤恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.109 ○13番(近藤恵子議員)

議長のお許しを得ましたので、通告に従い3項目質問させていただきます。

まず、9月に引き続きひまわりバスについて質問いたします。

豊明市では、平成11年よりひまわりバスを運行しています。

このひまわりバスが、平成22年10月に大幅に見直されました。見直しの基本的な考え方は、従来からある名鉄バスの交通空白地を解消するという観点に立ち、名鉄バスを幹線、ひまわりバスを支線としてのルートのみ分けがなされたものです。

この改正は、市民に対し事前の説明もなく実施されました。戸惑った市民も多く、改正の翌日から「もとに戻してほしい」という声が出たと聞いています。実際、利用者数は4分の3に減りました。

すみ分けを行ったことにより、名鉄バスに利用者が移ったことが挙げられるでしょう。

しかし、それだけではありません。例えば、北部の乗り継ぎ地点を文化会館にしたものの、降りてから前後駅に向かおうにも、その足がないこと。バスのルートを細かくしたことで、便数、時間帯に偏りが出て、昼間の便が減少した地域があることなどが挙げられます。

利便性が悪くなった、これが利用者減の大きな原因であると考えます。

ひまわりバスについては、10月に実施された利用状況等調査の結果をもとに、来年度の見直しに向け具体的な内容が詰められていく段階になってきました。

前回の改正のときの地域公共交通会議の議事録を見ると、1月末の全体会議でアンケートの結果が示され、事務局が改正案のたたき台をつくるという流れになるかと思われま

す。ついては、今回の改正について市の考えを聞きます。

まず、見直すのはダイヤだけでしょうか。

例えば、2台は今までどおりの巡回型、もう1台はデマンド型というような運行形態の見直しは考えておられるのでしょうか。

また、料金についてお尋ねします。

前回の改正のときの地域公共交通会議の議事録を見ると、有料化も検討されたようなことが書かれていますが、今回も、その点については検討されるのでしょうか。何かお考えがあれば、お聞かせください。

また前回、市民の声を積極的に取り入れ、市民の理解を得られるような努力が足りなかったことは、否めないものと思われま

す。今年3月に、地域公共交通総合連携計画を策定した東郷町や、7月に市内循環型バスのダイヤの見直しをした高浜市では、市民への説明会を開催し、市民の声に対する回答をホームページ上で公開しています。

豊明市でも、このような説明会、パブリックコメントの実施について検討されていますか。

また、前回改正後、市民からの苦情、再改正の要望が多かったにもかかわらず、地域公共交通会議を開催して、その問題点を検証するということが全くなされていません。

この姿勢は、市民との信頼関係を損なうもので、市の対応に対して不満も多く寄せられているという結果となっています。

次の改正時には、利用者からの意見を聞いて改正の検証をし、問題点があれば、すぐに対応すべきと思いますが、このことについても市の見解を伺います。

次に、少年少女発明クラブについて質問します。

小学生や中学生がものづくりをして、試行錯誤をしながら一つのものをつくり上げる。それは子どもの可能性を伸ばす大変よい経験になります。

今年5月の広報では、市内の中学生が市村アイデア賞の優秀賞を受賞したという記事が載っていました。受賞者は、小さなころからものをつくって、それで遊ぶことが大好きだった。図工が大好き。段ボールを見ると、何かできないかなと考えていたとありましたが、子どものころからの興味が大きな成果になり、同じ市民としても、とても喜ばしく記事を読みました。

また、秋の豊明まつりでは、CJCのジュニア天文クラブが、直径8メートルもある移動型のプラネタリウムを完成させ、上映会を開きました。

このことは、NHKの夕方のニュースの特集にもなり、作製に携わった子どもたちが、インタビューで完成させた喜びを生き生きと答えていたのが、とても印象に残りました。

表題に掲げた少年少女発明クラブも、そういった体験ができる一つの場合です。

これは、発明協会が青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱をはぐくみ、創造力豊かな人間形成を図ることを目的として、1974年から行っている事業です。

1市町村に1団体を設立することができ、その主催者には、教育委員会が入ることが望ましいとされています。

ものづくりの愛知にあっては現在、21市町に発明クラブがあります。通告書では23と書きましたが、現在は21です。

現在、21市町に発明クラブがあり、今年度中に新設予定のまちもあります。

発明クラブは大変人気があって、日進市や知立市では定員の倍の申し込みがあり、活動日を増やすなどの検討もされているということです。

しかしながら、まだ豊明市にはその発明クラブがありません。市内でものづくりやサイエンスに関心のある子は、刈谷市の発明クラブや、東郷町のサイエンスクラブにまで足を延ばしているのが現状で、豊明の市民としては少し残念な気がしています。

若い世代がこのまちに住む、住み続けてもらうには、やはり子どもをまちで育てる、子どもの未来を開くといった姿勢が、不可欠だと思います。

子どもたちに物づくりの楽しさを体験する機会をつくるためにも、この豊明市にも発明クラブを発足させることを提案します。市の見解をお聞かせください。

3点目、ため池の耐震性についてお伺いします。

東日本大震災では、いろいろな被害の状況が報告されましたが、今、豊明市内で心配さ

れるのは液状化の問題と、河川やため池の堤防の決壊ということが挙げられると思います。

今月3日に開かれた市民地震学会の学習会には、多くの市民の方が訪れ、液状化のことについて大変深い関心を示されていました。

私は、今回は、その中でため池のことについてお尋ねしようと思います。

現在、市内には42のため池があります。そのうち、大きなものは貯水量が50万立方メートル以上の勅使池と若王子池、5万立方メートル前後の濁池、三崎池、大原池、大蔵池がありますが、これらのため池について耐震性の調査等、今の状況と今後の見通しをお聞かせください。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

No.110 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.111 ○経済建設部長(鈴木重利君)

1つ目の地域公共交通ひまわりバスについてと、3つ目のため池の耐震性能等についてを、経済建設部よりお答えをいたします。

まず、地域公共交通ですが、見直すのはダイヤだけか、運行形態、料金も検討されるのかについてでございますが、利用状況調査により、移動ニーズ、料金の負担及びご意見、ご要望の把握を行ったところであります。

今後、この調査結果の分析を踏まえ、地域公共交通会議において、ダイヤや料金などの具体的な運行システムの検討をしていただきます。

2点目に東郷町や高浜市での事例についてお話がありました。本市ではとの問いでございます。

本市におきましては、利用状況調査の中で、生の声として、自由意見により多くのご意見、ご要望をいただいております。

これらの中には、ひまわりバス利用者の意見や、議員よりご提言のありました乗り継ぎ地点となります前後駅、それから文化会館での聞き取り調査も行っております。

なお、平成23年2月に、館区長よりひまわりバスに対する陳情をいただきました。3月議会におきまして趣旨採択されたことを受け、10月20日でございますが、館区主催による「ひまわりバスの意見を聞く会」に出席をいたしました。

老人クラブを中心とする60人の出席者があり、直接生の声を聞かせていただいております。これらのご意見、ご要望も参考として、会議の中で協議していきたいと考えております。

市民への説明会については、ご要望があれば出向きたいと考えております。

それから、他市町の一部では定期的な見直しがあり、本市も定期的な見直しをすべきではないかとの問いでございます。

鉄道、路線バス、コミュニティバスなど、地域公共交通を利用者から見た場合に、毎年改正されると利用者の利用パターンが変わり、適切ではないと考えております。

ひまわりバス改正時の昨年10月から今年の3月までの6カ月間の利用者数は、4万9,026人でありました。その後、4月から9月までの6カ月間の利用者数は、5万3,397人であり、半年ごとの比較をしますと4,371人の増でありました。ご利用者が、改正後の路線とダイヤに慣れたためと考えます。

逆に言いますと、市からの周知の方法にちょっと問題があったとも反省しております。

また、地域公共交通会議において、最終的に達成すべき目標を明確化し、一定期間を置き、目標の達成状況において評価を行い、業務の計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルにより、公共交通のモニタリングも行ってまいります。

続きまして、ため池の耐震性能等についてお答えをします。

まず、三崎池を除いた農業用ため池の耐震対策についてご説明いたします。

大規模地震対策特別措置法が昭和53年6月に制定され、愛知県は、ちょっと間があいておりますが、平成16年度より、法に基づく県内の農業用ため池の耐震について、順次調査を始めております。

平成17年には、若王子池、勅使池の調査を行い、その調査結果は、若王子池は良好でありました。勅使池は堤防内の数値が少し悪く、地震後、破堤する可能性は低いと判断され、現在は他事業の事業中でもあり、保留となっております。

平成21年には、大蔵池と濁池の調査を行いました。調査結果は、安全基準を満たしていないことがわかり、県営事業として整備を進める運びとなっております。

この結果に基づき、新規採択希望地区として事業採択の申請を県に提出いたしました。しかしながら、この平成23年度は不採択となっております。来年、平成24年度に採択されるよう再度、申請をしております。

今後の整備計画につきましては、平成24年度に採択申請を提出し採択された場合、平成25年度に実施設計に入り、平成26年度から堤体補強工事を県営事業として実施する運びとなります。

農業用ため池で調査されていない大原池につきましては、今後、県と調整しながら、まずは耐震調査を進めていきたいと考えております。

あと、ご質問の三崎池についてでございますが、三崎池は一般ため池のため、県営事業にはなりません。

三崎池は、過去に堤体の補強工事を実施した記録がありますが、耐震についての可否は不明であります。今後、耐震診断を検討していくことが必要と思われれます。

以上で終わります。

No.112 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.113 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、議員のお尋ねの2点目、少年少女発明クラブの開設について、教育部よりお答えをさせていただきます。

少年少女発明クラブは、次世代を担う子どもたちに、ものづくりに親しむ環境を整えることが重要であり、将来にわたり科学技術の持続的な発展のためにも、ものづくりに携わる人材の育成が不可欠であるという考え方のもとに、社団法人の発明協会が1974年に設立をされましたことは、承知をしております。

この発明クラブは、工作がしたい、あるいは発明してみたいという意欲を持った子どもたちが、自主的に集まった課外活動の場であります。

本市におきましては、平成19年度、社団法人の発明協会愛知県支部主催により、クラブ開設に向け、プレイベントといたしまして、「ロボット工作展」を開催いたしました。クラブを立ち上げるまでの希望者がなく、開設に至らなかった経緯がございます。

現在、愛知県では21の市町に発明クラブがあることも存じておりますし、今年度新たに2市に開設をされたということもお聞きをしております。

本市におきましても、地域の中で科学的な活動や体験ができる場を提供し、多くの子どもたちが体験、実験することにより、発想力、想像力を養う機会をつくっていくためにも、再度、開設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

No.114 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.115 ○13番(近藤恵子議員)

では最初に、ため池のほうから再質問をさせていただきます。

今、大蔵池、濁池までは進んでいるということで、三崎池に関しては、農業用じゃないということで、費用のことについて伺うんですけれども、農業用に関しては、国・県からの補助があって、市の負担は事業費の何パーセントぐらいですか。

No.116 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.117 ○経済建設部長(鈴木重利君)

まず、これは市が国・県から補助金をもらうものではなくて、県営事業といいまして、愛知県が事業主体となります。

工事について申しますと、事務費も加わるわけですが、国費が 50%、県が 34%、残り 16%を市の負担金という形で事業費が構成されてまいります。

終わります。

No.118 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.119 ○13番(近藤恵子議員)

すみません、県の事業ということで。

そうすると例えば今回、濁池や大蔵池を 24 年度に申請ということでありましてけれども、それを三崎池は結局は、もし耐震をやるなら全額、市で負担しなければいけないことになるということかと思うんですけれども、予算的に 16%で、平成 26 年からやるには、大体幾らぐらいかかるものかというのは、見当はついているのでしょうか。

No.120 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.121 ○経済建設部長(鈴木重利君)

大蔵池、濁池であります、実施設計は 1,000 万円程度かなと。

事業費につきましては、まだ超アバウトな話となりますが、2億 5,000 万円ほどになるかどうかというお話は伺っております。

終わります。

No.122 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.123 ○13番(近藤恵子議員)

すみません、今の2億5,000万円は2つの池、1個ずつですか。どちらでしょうか、ちょっとわからなかったのです。

No.124 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.125 ○経済建設部長(鈴木重利君)

ちょっと言葉足らずでご無礼をいたしました。1池となります。

ただし、今想定しても大蔵池と濁池では相当条件が異なります。ですから、県が大きな目安として言われた2億5,000万円、これが1池で本当にそうかという、かなり違いが出る場合もございます。

終わります。

No.126 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.127 ○13番(近藤恵子議員)

私が心配するのは、濁池に比べると三崎池は、住宅のすぐ近くにあるということで、多分、状況でいうと、大蔵池と同じような感じになるかと思うんです。

その大蔵池は耐震の工事がすぐ進められる状況にある中で、市がこれだけ、2億円以上のお金をかけるというのは、なかなか大変なことかもしれないけれども、三崎池の下には住民の皆さんが住んでいて、同じような状況の中にあるので、検討をなるべく早くしていただきたいなど。

三崎池に関しては、すぐ下が避難所の三崎小学校です。小学校は杭が太く打ってあって、液状化には十分耐えられるということですがけれども、周りのグラウンドが耐えられるのか、池の周辺が耐えられるのか。学校だけが建っていて、周りが全部、液状化でつぶれてしまったら、避難所としての機能もないと思います。

その中で、堤防も一緒に液状化で崩れ去るのではないかという心配を持たれる方もみえますので、まずは、ため池のほうも、三崎池のほうにお金がかかるとは思います、耐震性

だけでも早くやっていただいて、現状を皆さんが知っていれば、また、地域防災計画の中で、それなりの、こういった対策をとるとかというので、とれると思いますので、ぜひ三崎池のほうも、耐震性のほうを進めていただきたいと思います。

ため池に関しては、このことだけを質問させていただきます。

次は、発明協会の件でお願いします。

発明協会は、平成 19 年にロボット工作教室があったことは知ってまして、刈谷市の少年少女発明クラブの先生方が来てくださって、夏休みに工作があったと聞いています。

そのときの先生も、できたら豊明市でもできないかということで、ちょっと検討をされたということも聞いていますが、私が聞いたところによると、会場がなかったことによりというような理由で聞いているんですけれども、希望者がなかったということなんですか。

その辺はちょっと理由が違うんですけれども、会場がなかった、発明クラブの教室を開く場所がなかったと聞いたんですが、そういったことはなかったですか。

No.128 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.129 ○教育部長(加藤 誠君)

その点については、私のほうはまだ聞いておりません。

No.130 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.131 ○13番(近藤恵子議員)

なぜ、今のような質問をしたかというのと、同じ時期に知立市が発明クラブを開いています。

このころは、やっぱり愛知県が発明協会が、各市町に発明クラブを開くようにということで、そのときにいろんな市町がやっています。

もともとは、デンソーやトヨタ自動車が始めて、豊田市の発明クラブ、刈谷市の発明クラブは、バックに企業がついているんですけれども、その当時に始められた発明クラブは、発明協会からのお声かけということで、教育委員会なり、生涯学習課なりが、ある程度タッチして進んだというところで、多分、恐らく 19 年のときも、その関連でなったかと思います。

知立市が同じときに始めていて、中学校の技術の部屋ですか、を使って、隔週でやって

いるものですから、後から聞いて、なぜ豊明市でそういうことができなかつたのかなという
ような疑問があったものですから、そのことについて今、ちょっと伺いました。

発明クラブに関して、発明協会のほうに私も問い合わせましたけれども、やはり企業から
の協力、そして、各市が団体の中に入っていることが望ましいということで聞いています。

初めに、これを持ち出すときに、CJCの中に入れないかなというような希望もありまし
た。そうすると、参加者が集まらなかったということもありますけれども、広く知っていただく
ことができるので、そういうことができるのではないかと思ったんですけれども、規約を見ると、
どちらかの団体が先に立ち上がっていかなくてはいけないということになるような感じが
するんですね。

CJCに入るためには、先に団体が立ち上がっていかなくてはいけない。発明クラブに入る
には、先に市と一緒に団体になっていかなくてはいけないということで、どちらかが先に団体
をつくるか、どちらも先に団体がつくれないうような、規約とうまく整合性がとれないよう
なところがあると思うんですけれども、今後、立ち上げに向けて、その辺のところでは何か可
能な手だてとかはありますでしょうか。

No.132 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.133 ○教育部長(加藤 誠君)

確かに、議員がおっしゃるとおりでございます。また、もし、このクラブに加入をするとい
うことになりましたと、どこの市町につきましても、大体2年、3年、4年たって、やっと整備さ
れてから要するに加入をしていくと、こういった現状をお聞きしております。

特に、この中では、発明協会から要するに20万円、それから愛知県の支部から20万
円、まあ40万円が毎年度出てくるというような形。

それと当然、参加者の受益者負担もありますし、それから、あるところでは市の補助を出
している。あるいは、企業が大きいところであると、賛助金であるとか、こういった協賛
金であるとか、こういった要するに金額が出ている。

今、議員がおっしゃいました刈谷市であるとか豊田市は、1,000万円程度のお金も出てい
ると、こういったことも聞き及んでおりますので、どんな運営にしましても、今後について
は、こういった単体で動くのかどうかということも含めまして、まず、やられる方がみえるか
どうか。こういったことも含めて一遍検討してまいりたいと、このように思っております。

No.134 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.135 ○13番(近藤恵子議員)

刈谷市や豊田市は別格ですので、うちのまちがやろうとしても、余り参考になることは少ないかと思えますけれども、知立市とか阿久比町とか日進市とか、本当にそのまちが主体となっている発明クラブを参考にして、ぜひ、このまちでもつくっていききたいというか、この時代、自分のまちの子が、よそのまちへ行ってそういうことをしているというのは、ちょっと思いが違うと思うんです。

やっぱり、自分のまちの子が、ここのまちでものづくりをして、みんなと一緒にやったという経験を残して、この豊明市で育てたいと、そういった思いがします。

また、講師とか募集に関しても大変になると思います。1つだけ事例を挙げると、知立市の場合でいくと、その当時は生涯学習課が中心となってやったんですけれども、市の事業にはならない、直接にはしないということで、各企業を回って、別枠で寄附を集められて、最初の設立のための資金を集められたという話も聞いています。

そういった努力にも、市がかかわっているという姿勢で、お願いしなくてはいけないようなところもあるかと思えますけれども、今後もぜひ積極的に進めていただけたらと思います。お願いします。

次に、ひまわりバスについて伺います。

まず、幹線、支線の考え方について、今後のダイヤに向けて伺いたいんですけれども、幹線、支線という考え方が出てきたのが、市民に知らされずに、そういったふうに昨年10月にダイヤ改正が突然行われました。

地域公共交通会議の議事録を見ていると、それも委員さんから出たのではなくて、事務方のほうから幹線、支線という言葉が出ています。

そのことについて詳しい説明もなく、こうやってダイヤ改正をしますと。委員さんはきちんとした資料はもらわれていたと思うんですけれども、短い時間で、まあ事務局が提案するならということで、そういった形で進んでいると思えますけれども、まず、この幹線、支線によって、皆さんに不都合が起こったというのが一つなんですけれども、もう一つ起こっている問題が、やはり料金だと思えます。

名鉄バスが通っているところの人は、名鉄バスしかないんですから、必ずお金を払います。名鉄バスでないところの人は、空白地の人は、65歳以上であれば無料で乗れると。このことについては、二村台のほうの方々からも、不満が出ているということは聞いていますけれども、例えば、幹線、支線という考え方で路線を変えるというならば、そういったデメリットについては、やはりある程度対策を立てていかなければいけなかったんじゃないかと思うんです。

このことについては実際苦情も出ています。今後、この次のダイヤ改正で、同じ幹線、支線の考え方でいくなら、そのことは避けて通れない問題だと思えます。

そのことについて、何かお考えはありますか。

No.136 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.137 ○経済建設部長(鈴木重利君)

デメリットの解消策というご質問ととらえますと、やはりデメリットとしては路線数が増えました。それにより便数が当然減ってまいります。2台での運行となりますと、そういったふぐあいが生じます。

事業課といたしましては、増車に向けての予算要求をしているところでございます。

また、できるだけ市民の方に負担がかからないように、補助金もあわせて要望を行っております。

仮に、1台増車がかなうとすれば、便数を増やすことができますので、ご意見の中にある便数が減ったと、欲しい時間帯に全く走っていないというようなご不満が解消、解消とまでは言いませんが、緩和されるのかなと、そんなことは考えております。

便数の増が、やはり一番求められている大きな声かなと、そんなふうに感じております。終わります。

No.138 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.139 ○13番(近藤恵子議員)

すみません、私は今、デメリットに関して、ひまわりバスが通っているところと、名鉄バスしか通っていないところとでは、人が動くのに片一方は必ずお金を払わなければいけないが、片一方は65歳以上の人であれば無料のバスに乗れる。

そのことが、市民にとって不公平じゃないかというデメリットがあるんじゃないかと。そのことに対しては対策を立てなければいけないんじゃないかと、そのことで伺ったんですけれども、料金体系のことについては、何かお考えはありますか。

No.140 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.141 ○経済建設部長(鈴木重利君)

先のダイヤ改正においても、議員がいろいろお調べになったとおり、受益者負担というご意見は会議の中で出ております。

最終的には従来どおりとなってしまったんですが、再度、この年が明けますと、地域公共交通会議を控えておりますので、その中では当然、会議の議論の対象になる項目でございます。

名鉄バスをご利用できる方は、必ず料金負担がというお話ですが、幹線を生かすがための交通空白地帯の解消ということを考えておりますから、例えば、空白地帯からひまわりバスを無料をご利用になっているお方が前後駅に来れば、そこからまた、有料のバスに乗られるわけですし、幹線・支線型と色分けしてある、その不公平感と言われますと、目的がちよっと違うのかなと、そんなふうに思います。

終わります。

No.142 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.143 ○13番(近藤恵子議員)

ちよっと今の回答に納得がいかないんですけども、交通空白地帯を解消するんだから、そこへ行く人は、やっぱりお金を取るなら取らなければいけない。

私は、幹線、支線という考え方をするなら、やはり料金は取らなければいけないですよ。65歳以上は無料にするなら、幹線なんて言わずに、名鉄バスが走っていても、そこは取らなければいけないですよ、すべての市民のために平等になるように。

65歳以上の人が無料のバスに乗るか、有料でも時間が早いので名鉄バスを選ぶかぐらいのことはできるけれども、幹線、支線ということを主張されるなら、やっぱりその根本は押さえていないと、すべての議論が狂ってくるんです。

例えば、私が言いたいことは、みよし市の公共バスなんですけれども、あそこはすべて料金を取るという方針を立てています。

私が聞きにいった、「そのことに対して苦情がありませんか」と言っても、ちゃんと答えませぬ。もうそれは方針が立ててあって、きちんとしているからです。

例えば、高浜市にも行きました。いろいろ質問をしていて、病院に行くバスが増えた。「そのことに対して、どんな対策をとりましたか」と言うと、ちゃんと答えます。

幹線、支線という考え方をここへ出したからには、そうなったらこういうふうになる、こうな

ったときはこうなる。だから、この料金体系をするんだとか、だから、こういうダイヤ改正をするんだとか、私は2年前にそれが足りなかったと思うんです。

だから今、こうやって問題が起こっても、なかなか答えられないし、すぐに解決できない、ぐずぐずしちゃう。そういった結論になっているのではないかと思うんです。

例えば、前の地域公共交通会議の中にも、土・日にダイヤを減らしたらどうかという意見もありました。でも、それも結局、土・日のダイヤを変えるということに対しても、対策はとられてないですね。

例えば、また高浜市の例になってしまうんですが、高浜市は2台のバスだけれども、土・日はそれを間引きして1台で回して、1台分の運行経費を減らすと、そういった努力もされています。

だけれども、豊明市はそういった方針がやっぱりないんです。最初にやった長久手町をまねているだけ。長久手町のやり方をまねていて、地域の実情に合ったやり方をしていないものですから、そういった何かひずみがどんどん起こっているような気がしています。

私は、幹線、支線という形でいくなれば、その辺のところをちゃんとフォローしていただくか、もしくは65歳以上は無料ということが続けるならば、それは、もう幹線、支線という言葉は使っていただけない言葉じゃないかなというような気がしていますので、ぜひバスのダイヤを見直すときには、その基本的な考え方、どういう方向でバスのダイヤを改正したいのか、どういう方向でダイヤをちゃんとつuckingいきたいのか、それについて基本的な一本の柱をつくって説明をしていっていただきたいと、そう思います。

例えば今、ちょっと言いましたけれども、みよし市は、バスとタクシーをうまく組み合わせています。参考にならないかなと思ったんですけれども、ちょっと豊明市では参考にはならなかったです。

だけれども、そういうまちの実情に合わせて、いろんなアイデアを出しています。

例えば、豊明市はスクールバスを使っていますよね。スクールバスとして朝、利用しているときに、何人乗っているかはご存じですか。

No.144 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.145 ○経済建設部長(鈴木重利君)

児童数は、私は把握しておりませんが、あふれることなく、おさまっているということしか承知しておりません。

ご無礼します。

No.146 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.147 ○13番(近藤恵子議員)

学校のほうに尋ねましたら、朝、30人ぐらい乗っていると、使っているということでした。

そういった実情とか、豊明市には例えば衛生大があるので、そこつなぎ合わせたら、そのバスは日曜日には運休できます。そうすると経費が安く上がる。

そういったいろんなアイデアを出してほしいんですけども、多分この状況からいくと、前の流れからいくと、次の地域公共交通会議の全体会議では多分、事務局の方がアンケートをもとに原案をつくりますと。その次の地域公共交通会議で、事務局がつくった原案が出されると思います。

それが、前からの議事録で読み取れる流れなんですけれども、そういうことをいうと、基本的には事務方が原案をつくっているの、今、この1カ月、2カ月が勝負だと思っています。

一生懸命勉強して、この地域に、この豊明市のまちに一番見合った形で、ひまわりバスが行くようにしていただきたいと思うんです。

住民説明会について、次にお尋ねします。

今、住民説明会の予定が全くないというようなことで、希望があればということだったんですけども、ダイヤの改正をしたときに、住民に説明をするということをしなくていくと、また同じ結果になるような気がするんですけども、その点に関しては、本当に見直す予定はないんですね。お願いします。

No.148 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.149 ○経済建設部長(鈴木重利君)

21年10月の改正に対してですが、市民からの公募も3名含めて会議を実施しております。8回協議を行い、改正を行ったという記録がございます。

市民への周知についてのことですが、当時におきましても、公共交通会議での傍聴や資料、それから議事録につきましては、ホームページ上で公開しておりますので、何ら公にしていなくて、そういう意識はございません。

終わります。

No.150 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.151 ○13番(近藤恵子議員)

公にしているかどうかではなく、市民の声を聞いたか、取り入れたかということです。

高浜市の市民説明会に行きました。そこで、いろんな声を聞いています。さっき、何だっけ、PDCAでしたっけ、それでやっているということだったんですけども、例えば前回、プランを立てて、改正して、次のチェックもなかったですよ。改正に苦情がいっぱいあったのに、チェックもなかったじゃないですか。その後のA、アクション、苦情に対するアクションもなかったじゃないですか。前のときには、そういったことがなされていないんですよ。

だから、今回はその轍を踏まないように、ちゃんともう一回、改正に向けては市民への説明会、いろんな方がいろんな意見を出されています。私がこの間、チラシに出しただけでも、いろんな方からひまわりバスの意見を聞きます。でも実際、その方々は、市のどこに自分の思いを届けていいかが、わかっていらっしやらないんですよ。

やっぱり直接、そういった声を聞く場所とか、市民への説明。例えば一たん、ひまわりバスのダイヤの改正ができたなら、それは事前に必ず市民に言わなければいけないと思います。

これも高浜市で、ちょっと恥ずかしかったんですけども、「2年前に改正したときに、パブリックコメントも何もなかった」と言ったら、「ええーっ、今の時代、そんなことでいいんですか」とか言われちゃったんですけども、ちょっと恥ずかしいなと本当に思ったんです。

やっぱり、ほかのまちの人たちは、何かやるなら必ずそこで説明会を開く、市民を参加させる、そういった姿勢が基本的にあるんです。豊明市でもパブリックコメントを幾つかはしていますけれども、地域公共交通のバスは市民に直結するような内容です。

そういったものに対して、市民の意見を取り入れる姿勢を全く示さない、説明会を開こうという意思がない、そういうのは基本的に間違っているんじゃないかなと思うんです。

その辺についてもう一度、見解をお願いします。

No.152 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.153 ○経済建設部長(鈴木重利君)

高浜市のパブコメというお話が出ましたが、私もちょっと確認をしておりますが、正式なパブリックコメントという手法ではなく、それに準じたというか、近づけた意見聴取がされたという内容と認識しております。

私どもが今回、利用状況調査という中で相当数、ご意見を聴取するように働きかけております。議員には、それ自体がご理解いただけそうもございませんが、アンケートとしては1,000人を対象として、これは15歳以上の方ですが、実施しております。

それから、利用者に直接アンケートも、これは500人に対してしております。

それから、議員からもご提案のありました乗り継ぎの調査ですね、それについても前後駅、文化会館と、ターミナル的になる場所での聞き取りをしております。

これは8日間、連続でやっておりますので、かなり正確な情報が得られているのかなと、そんなことも思っております。

そんな中で、議員から以前言われたように、文化会館で幹線である名鉄バス路線ですね、前後駅から藤田衛生の便に非常に不都合があるというようなご意見を承っております。確かに、そういったご意見も聞き取りの中でも出てまいりました。

この解決策については当然のことながら、事務局も会議に諮るに当たって提案を上げていこうと、そんなことは考えております。

かなり広く、市内全体からアンケートを聴取できたので、よりよいものになろうかと考えております。

終わります。

No.154 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.155 ○13番(近藤恵子議員)

計画を立てるまでの調査については、本来なら私は利用しなくなった人、不都合になって利用しなくなった人に聞けるものが欲しいなということでは言いました。

その辺に関しては、今回、アンケートに関しては、もう調査を済ませられているということでもいいんですけども、そのアンケートに基づき計画を立てる段になって、前は市民に知らせずに幹線、支線と書いて、いきなり出されて市民が困惑したと、その事実がある。今回見直すなら、見直した計画は一たん市民におろす。そうすると、皆さんはいろんな意見が出されます。

今、高浜市は正式なパブリックコメントではなかったと言われましたが、高浜市は市内12カ所に職員が出向いて、新しいバス路線について説明会を開いたんです。その中で出た意見をあそこでまとめたんです。パブリックコメントではなく、本当に足を運ばれたんです

よ。

あそこは全然、コンサルを入れてなかったの、例えば実際、バスで25分と計画を立てたと。朝のラッシュ時でも、昼間でも同じ時間で行くかと、職員は一週間、車を走らせて、本当にその時間で運行できるか自分たちで調べたと、そういう姿勢でやっているところなんです。

パブリックコメントではないかもしれないんですけども、市民の声を聞く、実際の調査をするという姿勢は、しっかりあったんです。

私は今回、調査は500万円の費用をかけてコンサルに頼んであるので、その点に関してはもう結果が出るので、それを十分生かさなければいけないと思うんですけども、それをもとに計画を立てる。立てた計画は、やっぱり一度市民におろす。そこが、これから市民と一緒にやっていくまちの姿勢のあり方だと思うんです。そのところをひとつ、絶対にやってほしいんです。

ちょっと担当課と話したときに、「パブコメをやると計画が1カ月遅れる」と言われました。確かに、1カ月遅れるかもしれません。

市民への説明会を、例えばそんな12カ所とは言いませんけれども、中学校単位でやったとしても、それでもある程度遅れると思うんですけども、その遅れと、ちゃんと市民と一緒に進むまちだという姿勢と、どっちが重要か。そのところを忘れてもらうと、やっぱりいけないと思うんです。

ちゃんと市民の声を聞いて、このバスは5,000万円もかけて、皆さんの税金で動かすバスなんです。市が勝手に計画を立てて、都合よく動かすのではなくて、利用する人がちゃんと使いやすいように計画を立てて、自分たちが納得した使い方をしないと、バスを1台増やして、1,500万円以上の費用が今後かかったとしても、本当に無駄になってしまうような感じがするんです。

何とか次の計画までにいろんな知恵を出して、この豊明市のまちならではの、多分本当にあと1カ月ぐらいかと思えます。

バスの計画を一たん立てた後、ダイヤ運行までに4カ月かかりますよね。陸運局に許可をもらいについて、道路の使用の許可を警察にもらいについて、当事者のバス停の前の人に、ここをバス停にしていかがといて、それは最短で4カ月。

あと陸運局の人が、地域公共交通会議の中に入れていただけるということで、ちょっと時間の短縮ができると思います。

でも、来年度にバス1台欲しいと思って、計画を変えようとしている。少しでも早くするためには、この1カ月の計画の間に、その失敗がないように十分やっていただかないと、また同じことになってしまう。

計画を立てました。もう4カ月で申請しました。もう来ました。もうダイヤも刷りました。出しましたということになると、同じことになってしまう。やっぱり、それは大変に心配なんです。よ。

もう一度、市民のほうに戻す。その姿勢を持って、ひまわりバスの改正に向かっていただけないでしょうか。

No.156 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.157 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議員のおっしゃるとおりだと私も思います。

もちろん、会議に諮り、その結果が出て、じゃ、それを押しつけるなんていうことは、毛頭考えておりません。

それと5,000万円と、既に1車増車がかなったというような表現がございましたが、答弁の中で既に申しましたとおり、増車にかけては事業課として要望しております。

今後は、市長のマニフェストにもございますとおり、ひまわりバスの拡充ということは掲げております。

市長査定を経て、議会の皆様のご理解が得られれば、増車がかなっていき運びとはなるんですが、増車ができたからと安易に考えるのではなくて、先に改正したときにもございました周知方法のミステークは感じております。もっと親身にお伝えできるように心がけたいと思います。

終わります。

No.158 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.159 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ、説明会を開いて、皆さんの声を聞いて、バスを皆さんでうまくつくっていく、上手に使う。税金5,000万円というのは3台分なので、3,400万円と言うべきかわかりませんが、それだけの費用をかけても、豊明市は余り収益率がよくないです。同じ費用をかけても、東郷町のほうが何でか知らないけれども、収益率がいいんです。

同じ65歳以上は無料でも、何か豊明市の無料の判断の仕方が甘いのかなとか思うんですけども、例えば、衛生大学に行くのに、前後駅でおりた人が、何かそのまま、ただで乗ってってしまうという話も聞きます。本当にその人が豊明の市民の方なのか、市外の方

なのかわからないけれども、そのまま通してしまう。

例えば、よそのバスなら、パスがあるので、ない人はたとえ高齢であっても100円もらうというシステムになっているんですけれども、何か豊明市の場合は、ちょっとそういったこともルーズかなというような感じを聞いています。

みんなのバスで、ただで乗れてもお金はかかっています。1回、1人当たりの計算をしたら363円でしたか、かかっているものを、無料で乗っていただく。100円の負担で乗っていただいている。

そういう事情ですので、有効的に私たちのバスという財産を使っていくような方向で進んでいただきたいと思います。ぜひ、検討をよろしくお願いします。

では、市長にも答弁を求めます。

No.160 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.161 ○市長(石川英明君)

非常に近藤議員に説明をするのに、部長と今、少し見解がずれるような部分があるというふうに思っています。

部長は、ごり押しはしないとは言っているんですが、部長の口から「説明会をもう一度開催する」という言葉は出ていないので、非常に私自身は発言に困っているんですが、ただ、議員の言われることについては十分わかります。

ですから、できる限り今後は、そういう形態にしていきたいということは私自身も思っています。

このことは、ただ単にひまわりバスだけではなくて、今後のいろんな政策については一度、ご意見を聞く必要があろうというふうに思います。

その中で実施をするというのが、一番住民のコンセンサスを得る、これからの手法になるかなと。タウンミーティング等も、今まで行政が、なかなかそうした手法をうまく扱ってこれなかったというような気がします。

以前、私が議員をやっていたときには、ごみ問題で本当に小まめに入りました。そのときには結構、市民の声をきちっと精査をして、その立案ができたという経緯もあります。そうしたことが今の行政の手法の中では、まだうまく活用されていないと、そんなことを思っています。

ですから、「一度、検討する」ということを言いますと、この事業が遅れるということにもなりますが、一遍、そんなような意味合いで、ご理解をいただけたらというふうに思います。

前向きにちょっと進めるように考えていきたいと思っています。

以上です。

No.162 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.163 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

前の下水の値上げのときでも、大変なことかと思ったけれども、やっぱり市の幹部の方がそろって説明会とかをやられましたよね。

市民も市の事情をちゃんと知って、こういったことがある、こういう計画だということを、一つずつ説明していけば、皆さんに、そういう大変なことでも理解していただけたと思います。

バスのことに関しても、こっちが一方向的にやるんじゃないと、皆さんと一緒に進んでいくんだという姿勢で、ぜひ今後も、このバスに限らず、市のそういった事業を、その姿勢で進めていただけたらいいなと思っております。

私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

No.164 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、13番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時9分休憩

午後2時19分再開

No.165 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.166 ○14番(山盛左千江議員)

議長のご指名をいただきましたので、通告に従い3項目質問いたします。

1項目目、市長マニフェストについてお聞きいたします。

現在、平成24年度の予算編成が進められていることだと思います。

石川市長となって初めての予算編成であり、マニフェストがどれだけ盛り込まれるのか。

財源確保については事業仕分けが実質不能となってしまいました。コスト縮減や無駄の排除など、どこまで切り込めるのか、注目をしているところであります。

マニフェストが実行できなければ、市民の期待にはこたえられません。しかし、財源なき政策実現は将来負担を増やすだけ。これもまた、市民が求めるところではありません。

すべてのマニフェストが次年度に実現できるとは、だれも思ってもいないし、まさか、そうしたむちやを言う議員もいるはずはありません。すなわち、政策の優先順位に関心が向けられるということでしょう。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、マニフェストの中でも、市民負担の軽減は市長のメインの公約であり、6つの事業が挙げられていました。

どういった考え方、方針を持って、次年度はどの事業を実施するのか、お答えください。

2点目として、その他のマニフェストの進め方について質問いたします。

市民負担の軽減のほかに、市民サービスにつながる施策として、暮らしやすいまちへ、市民参加と人づくりがあります。

暮らしやすいまちの中には、安心・安全、快適な環境、安心子育て、いきいき老後が挙げられています。

これらを実現するために、財源づくりや役所の体質改善、議会改革も盛り込まれていました。マニフェスト全体としての進捗状況、そして、今後の取り組みについてお答えください。

質問の2項目目、「市民参加・協働・自治」確立に向けての環境整備を求めて質問いたします。

市政への市民参加には、市の計画作成や方向性等に広く住民の声を反映させようとする意思決定への参加と、公が担うサービスや行政サービスを補完する自発的な活動、地域の課題解決への取り組みなど、事業への市民参加があります。

この2つが整って初めて、主権者としての市民の権利が確かなものになると考えております。

市長は、「新しい公共」、「市民自治」を柱に掲げておられますが、まず、意思決定への市民参加について、どのように進めていかれるのか、考えをお聞かせください。

2つ目の事業への参加については、その支援のあり方もいろいろありますが、その点について質問していきます。

団体や法人等への事業委託、補助金、交付金、また、お金以外の支援として、行政が保有する土地や建物の貸与や賃借料の免除、共催や後援、協定など、実にいろいろあります。

先の決算審査において、不適切な補助金の実態が明らかになりました。その後、補助金の交付について調べたところ、疑問に感じる点、特別扱いをされていると思われる点が多々見つかりました。

一例を挙げさせていただきますと、根拠のない支援、補助、補助金カットを免れるため一部を委託に置きかえた隠れ補助金、補助申請の計画書と実績が一致していないもの、補助対象外である経費への補助、団体の求めに応じて補助要綱を逐次改正しているケース、アンフェアな税の減免や駐車場の賃借料の補助、過去には一部のNPOに有益補助情報を提供していなかった例もありました。

特に、既得権のある団体や補助要綱に団体の名前や交付額が明示してある場合、補助金の審査は形式的に行われてきたものと思われま

す。公共を担う団体に対し、明かな支援の格差が存在しています。個別の対応による結果だと思われま

す。過去の経緯はさまざまあったと思いますが、協働・市民自治を推進していくためには、市民団体の不公平感を解消しなければなりません。

社会の変化とともに公共性の判断も価値も変化してまいります。行政パートナーの育成、支援、また、共助につながる新しい公共を軌道に乗せるためにも、公平・平等・透明性の高い協働のルールは不可欠です。基準づくりを求め、ここに質問をいたしました。

3項目目、議会改革を進めるためにを質問いたします。

先の6月議会で、議会基本条例が制定され、来年の4月より施行されます。

その第2条(基本原則)の(1)には、「公平性及び透明性を確保するとともに、分かりやすい表現による審議を行う等市民に開かれた市議会を目指すこと。」とあります。

当局の議案説明については、議員のみならず、市民からも説明不足、わかりにくい、可決してもらうための努力が足りないのではないかなどといった声を、しばしば耳にします。

これらが、条例施行により解消されていくことを願い質問をするところです。

本市議会の基本条例の第8条(議会審議における論点情報の形成)の条文を読みますと、「市長が提案する政策について、議会審議において論点となる情報を形成し、その政策水準を高めることに役立てるため、市長に対し、必要な説明資料等の提出を求めることができる。」とあり、また、第10条(委員会の活動)等では、「委員会は、審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。」と提起してあります。

議案の審査中に議会から資料請求をされ、休憩をとり、準備する頻度が高くなっています。可能な限り事前に資料等を提出し、わかりやすい説明に努めることは、条例で定めるまでもなく、当然のことです。

例えば他の市では、議案の上程の際に、政策の根拠となった発生源についてきちっと説明をすること。また、検討した他の施策案についての内容を示すこと。他の自治体に類似する政策があるならば、それを比較検討した結果を説明すること。総合計画における根拠あるいは位置づけはどうであったのか。さらに、関係ある法令や条例についても説明をしていきます。

政策等の実施にかかわる財源、将来にわたるコスト計算についても説明をするように求

めています。

今後、インターネット放映を視野に入れ、市民や傍聴者へのわかりやすさをアップするためにも、プロジェクターなどで放映することも検討してはどうでしょうか。

政策や議案を十分理解してもらうことは、民間企業でいえば、企画を通すためのプレゼンと同じです。当局はどのような努力をするのか、回答を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

No.167 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.168 ○行政経営部長(横山孝三君)

それでは、行政経営部からは、市長マニフェストについてを始め、3項目についてご答弁申し上げます。

まず、1番目のご質問であります市長マニフェストについてのうち、市民負担の軽減は市長のメイン公約であり、どういった考え方にに基づき、何を実施するのかということでございます。

市民負担の軽減では、現下の厳しい経済情勢の中では、特に、低所得者層の軽減を厚くしていく必要があると考えております。

また、若者がこのまちに住んでいきたくなる魅力の重要な要素の一つが、子育てがしやすく、教育にも力を入れているなど実感できるまちをつくることであります。

このための政策を種々用意しておりますが、マニフェストを実行するには、まず財源をつくる必要があります。

そこで、第1に市長報酬を半減し約 800 万円を、職員人件費として、退職予定者 28 人に対して新規採用者を 15 人とし、13 人の削減をし、約1億円を捻出いたします。

また、企業間の競争性が高まる効果が予想されます入札制度改正は、本年9月から実施いたしましたので、経費削減効果は平成 24 年度になるところであります。

以上のような財源に見合った中で、市民負担の軽減、とりわけ低所得者の負担軽減、子育て支援、教育環境の充実などを、優先順位の高い項目として考えております。

なお、市長のメイン公約であります個人市民税 10%の軽減は、財源確保として、入札制度改正による経費削減、行財政改革、人件費削減等により生じた金額を、基金等の積み立てが可能かどうか研究していく考えでございます。

次に、その他マニフェストにつきましては、ひまわりバスの増車、木造住宅耐震改修費補助、桜ヶ丘沓掛線改良事業なども進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「市民参加・協働・自治」確立に向けての環境整備のうち、市政

への市民参加として、①の意思決定への参加についてであります。マニフェスト関係からは、事業仕分けと地域自治の推進を進めてまいります。

事業仕分けにつきましては、市民の方に判定人となっていただくことにより、徹底した仕分けを行っていきたいと考えております。

現在のところは、残念ながら十分な準備が整わないため、次年度に向けて、さらなる調査と研究を行い、実施を可能なものとしていきたいと思っております。

また、地域自治の推進につきましては、地域へ支出していた区交付金、各種補助金などを統合した地域一括交付金を実施いたします。

このことにより、地域の創意と工夫、判断と責任により、地域の特性に応じた活動を支援するものであります。

今後はさらに、住民投票条例や自治基本条例についても調査研究に取り組み、新しい公共、市民自治の理念形成を目指してまいります。

次に、3番目のご質問の議会改革を進めるためにのお答えを申し上げます。

議会の審議を、よりわかりやすく進めるためには、議員がご指摘のとおり、その政策の提案根拠について、ありとあらゆる資料を準備し説明することは、当然の責務であると考えております。

また、そのことで議論のポイントが明確になり、傍聴者を始めとする市民の皆さんにも理解が深まる効果があると思っております。

議会基本条例が制定されたことを踏まえ、今後、そうした方向に進むように具体的な方法を検討し、議会に提案してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.169 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.170 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、山盛議員の2件目のご質問、「市民参加・協働・自治」確立に向けての環境整備のうち、市民生活部が関係する部分につきましてご答弁を申し上げたいと思っております。

事業実施への参加において、協働のルールづくり、支援のガイドラインの作成を求めると、こういうご質問でございますが、今後も多様化、複雑化していく市民のニーズに対応していくためには、行政サービスを補完する公共的サービスを担う区町内会、NPOなど、市民とよりよいパートナーシップを築きながら、課題解決に向けてともに取り組むことが不可欠であると考えております。議員が壇上で申されたとおりでございます。

市民団体に取り組んでいただいております課題は、防災、防犯、そして福祉、環境、子どももの健全育成など、多岐の分野にわたっております。まさに、行政のすべての分野にわたっていると、このように承知をしているところでございます。

本市といたしましても、すべての課において、市民の力を活かしながら、協働で事業を進めるという「新しい公共」という意識を持って、施策の推進に当たることが重要であると、このように考えております。

そのためには、市民団体等と行政が対話を重ね、双方が取り組むべきことは何かを考えながら、各施策分野ごとに、よりよい協働関係を築いていくことが重要であると考えております。

議員が壇上でご発言もございました、事業支援のガイドラインにつきましては、平成 22 年 4 月に施行いたしました「地域社会活動推進条例」の第 14 条において、市民等は地域課題の解決に取り組むため、市と相互の役割分担を定め、協定を締結できることが規定されているところであります。

現在、事業ごとに総合計画に照らし合わせて、市が推進すべきと判断した事業について個別に協定を結び、団体にとって一番効果的な事業協力の方法を見つけ、支援しているところではあります。まだまだ試行錯誤の段階でございます。制度が確立しているわけではございません。

今後は、この地域社会活動推進条例の趣旨に基づいた公平・平等・透明性の高い協働のルールづくり、そして、支援のガイドライン等のシステムづくりに向け、調査そして研究を前向きに進めてまいりたいと考えております。

答弁を終わります。

No.171 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.172 ○14番(山盛左千江議員)

それでは、再質問は議会改革から入っていきたいと思います。

当局側が説明するわかりやすさをアップするというのは、当然の責務というふうに答弁がありました。頼もしい限りであります。

ここで、少し確認と提案をしていきたいと思います。

私は、プロジェクターなどを使っての説明というふうに提案をさせていただきましたが、まず、それは可能でしょうか。

それから、インターネットの放映については、ご予定がありますでしょうか。

まず、その2点お願いいたします。

No.173 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.174 ○行政経営部長(横山孝三君)

パワーポイントといいますか、プロジェクターの件につきましても、可能ならばやっていけるものだと思っておりますし、インターネット放映につきましても、具体的な当局の提案もさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

No.175 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.176 ○14番(山盛左千江議員)

次に、「議会改革の到達点」という本がありまして、これは市民と議会の条例づくり交流会といいまして、議会改革を中心に行っている団体があります。

そこがまとめたものなんですけれども、その数字を少し使わせていただきますと、議案の会議資料の公開についてですけれども、平成23年の1月、2月に調査された結果です。

もちろん、全国の市を対象にした調査でありますけれども、条例の本文を議会に上程する前に、ホームページで公開しているところが2.7%、上程後に公開しているのは4.8%でした。

印刷物による上程前の公開が27.4%、上程後の公開が59.6%というような数字になっておりました。

それから、会議資料の審査前の公開が26.8%、傍聴者への資料の提供が58%と、全国においては、もうこういった状況になっているということ、まずご承知いただいた上で、議会への、また、それから市民への資料提供については、どのような考えであるのか、お聞かせください。

No.177 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.178 ○行政経営部長(横山孝三君)

そういった先進都市の事例をよく検討してまいりたいということ、議会の皆様ともよくご

協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

No.179 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.180 ○14番(山盛左千江議員)

当局としては、こういったことをしていきたいかどうかをお聞きしたかったわけで、それを議会が受け入れるかどうかというのは、また次の問題かと思えますけれども、市としてのお考えをもう一度、確認させてください。

それから、一般質問に対する答弁なんですけれども、今、私に対する答弁も、質問を3項目いたしました。

1つ目の質問はいいんですけれども、2つ目の市民参加や自治の質問に対しましては、答弁者、部長が2人に分かれます。

そうしたときに質問ごとに答弁が出るのではなくて、1人の部長が答弁をして、また、ほかの答弁者が答弁をするということで、質問ごとに一つずつ完結した答弁になっていないわけです。

これは私に限らず、皆さんにそういう進め方なんですけれども、答弁者が入れかわりということにはなりませんけれども、できましたら、一つずつの質問にそれぞれに回答をしていただく。

今後、一問一答になると、こういった点は改善される感もありますけれども、そういった工夫も簡単にできることですので、していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

No.181 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.182 ○行政経営部長(横山孝三君)

1点目の、市としての考えはということでございますが、市といたしましても、まずは検討、研究をしていくのが、最初の手続かというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、答弁者が2人に分かれるということにつきましても、できるだけそのようなことのないようにしておりますが、項目ごとに、そのようなことが起こり得るということについても、ご

理解を願いたいと思います。

以上でございます。

No.183 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.184 ○14番(山盛左千江議員)

すみません、最初の答弁だと「当然、責務なのでやります」というふうに言われたと思うんですけども、何か研究に下がったような感じがするんですが、市としてはわかりやすい説明をするんですよね。そういう気持ちでいらっしやると。

全国的には、議案や関係資料を、市民、傍聴者にも58%資料提供をしているという状況があるわけですから、先進地どころではないですね。

もう半分以上がそういう状況にあるので、それに向けて準備をするつもりがあるかどうか。研究をする余地はないと思いますが、そのことについてもう一度、答えていただきたいのと、今の一般質問に対する答弁ですが、部長に合わせるのではなくて、質問に合わせて答弁をする。ただ、それだけのことなんですけど、そんなに難しいこととは思いません。もう一度、お願いいたします。

それから、議会基本条例の中に議会改革の一つになります通年議会が含まれておりました。当然、執行機関にも関係してくることでございますが、施行まで4カ月。条例の中には「別に定める」というふうに書いておりましたが、要綱あるいは運用規程等について、議長あるいは提案者のほうから何か協議の申し出、あるいは、そういった準備が進んでいますでしょうか、お願いいたします。

No.185 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.186 ○行政経営部長(横山孝三君)

すみません、最初の研究させていただくという資料提供につきましても、半数以上の市がそのようなことでやっているということでございますので、そのように努力してまいりたいと思っております。

それから、回答が2人に分かれてしまうということにつきましてでございますが、すべてが、そういう2人に分かれてしまうということではございませんが、なぜ2人に分かれている

かということをお願いしますと、…。

(もういいですの声あり)

No.187 ○行政経営部長(横山孝三君)

いいですか。

責任ある回答をさせていただきたいということから、あえて2人ということで分かれております。

それから、すみません、3つ目のご質問については通年議会の件ですね。通年議会をどのようにやっていくかということでございましたでしょうか。

(説明があつたかどうかの声あり)

No.188 ○行政経営部長(横山孝三君)

すみません、…。

No.189 ○議長(平野敬祐議員)

把握できないのであれば再度、質問させていただきますよ。

(議長の声あり)

No.190 ○議長(平野敬祐議員)

石川市長。

No.191 ○市長(石川英明君)

通年議会についても、その他の議会基本条例の内容については、一切説明がございません。

以上です。

No.192 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.193 ○14番(山盛左千江議員)

今、市長の答弁だったんですが、実は議会、私たちにも説明がないわけで、今後、あと4カ月ですが、そのことについては、また、これは議会は議会の中の問題として進めていきたいと思っておりますけれども、当局とも当然、反問権も含め、この議案の説明のあり方もです

が、すべて関連してまいりますので、ぜひ連絡を取り合って、いい方向につなげていただけるように、これは双方の問題ですが、取り組んでいかなければならないというふうに私も思いますので、ぜひ当局側のご努力もお願いしたいと思います。

ごめんなさい、一般質問の答弁については、部長、私の聞き方が悪いのかもしれませんが、ちょっと理解されていなくて、質問ごとに答弁者が複数になっても構いませんが、1つ目の質問の回答をそれぞれの部長さんが、次の質問の回答を、またそれぞれの部長さんがというふうに、質問に合わせて回答者を区切っていただきたいと。

そうしないと、あの質問、この質問というふうに、ぽんぽんと飛ぶんですよ。それがわかりにくいのでお願いしますということだったので、ご理解いただければ、きっとやってもらえることだと思いますので、このことについては答弁は要りません。

壇上で申し上げました7つのポイント、説明のポイントなんですけれども、これは実は、議会基本条例の元祖であります栗山町の議会基本条例の中に、しっかりうたわれております。

こういった視点でもって議案の準備をしていくと、多方面から政策や議案の重要度、あるいは内容の再確認ができるんです。そうすることによって、市民や議会へのわかりやすさだけではなくて、職員ご自身が、その議案の内容を把握でき、または説得力が増すのではないかと、そういうような思いがありましたので、ぜひ実践していただきたいなというふうに、これは要望をしておきます。

次、「市民参加・協働・自治」確立についての質問に移ります。

意思決定の市民参加については先ほど、近藤恵子議員の質問とかなりダブるところはあるんですけれども、市民に対してどの程度意見を聞いて、市民参加で物事を決めていくかという点であります。

市長はタウンミーティングをもう始めていらっしゃるのですけれども、意思決定への市民参加は、今ご答弁をいただいたほかにも、いろいろ考えられるものがあるのではないかと私は考えております。

もし、ほかにもあるようでしたら、ご披露をいただければと思います。

それからもう一つ、自治基本条例、住民投票条例については、調査研究していくという答弁をいただきました。

いつごろをめどに作成をされるご予定なのか、大体の時期で結構ですので、お答えをお願いいたします。

No.194 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.195 ○行政経営部長(横山孝三君)

市民参加とはということで少し私も調べましたけれども、上智大学の柳下正治先生が「社会を構成する人が対等な立場で参加して、情報を共有し話し合い意思決定にかかわり、その結果については、責任と役割を分担して実践するということが大事だ。そのためには市民参加型会議が重要である」というふうに言われております。

本市におきましても、このための制度、仕組みづくりについて、ぜひ、もっと研究してまいりたいと思っております。

手法につきましては、今やっております公募型の会議ですね、これに参加していただくということと、それからパブリックコメントに参加していただくこと、それと今、市長がやられておりますタウンミーティングに参加していただくことなど、手法としてはたくさんあると思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

(答弁漏れ、自治基本条例の声あり)

No.196 ○行政経営部長(横山孝三君)

自治基本条例について検討せよということで、私どもも市長から指示を受けておりますので、今年度はしばらくの間、しっかり検討してまいりたいと考えております。

以上です。

No.197 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.198 ○14番(山盛左千江議員)

2つ目の協働の事業についての市民参加についてお伺いいたします。

通称「まちづくり条例」と言われますが、その中の協定ですね。今、答弁の中でも、まだ試行錯誤ではあるので、制度の確立に努力していきたいという答弁があったかと思えます。

今までに協定を結ばれた実績は3件だというふうに聞いております。事業の協定のガイドラインは、22年2月につくられているんですが、余り機能していないのではないかというふうに考えます。

引き続き、調査研究をするということですが、今までどのような調査研究をされたのか。あと、どの部分が残っていて確立につながっていくのか。その内容や時期について答弁を求めます。

No.199 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
神谷市民生活部長。

No.200 ○市民生活部長(神谷清貴君)

議員もご承知だと思いますが、「協働のみちしるべ」という計画がございます。
ご承知のように平成20年3月に作成いたしまして、20年度から総合計画と軌を一にしまして、平成27年度までの8カ年計画の中で展開をしているところであります。

よって、まだ数件ということではございますけれども、23年度から後期という部分で今、位置づけられておりますけれども、始まったばかりといいますか、後期は今年度からスタートしておりますけれども、いつまでとか云々ではなくて、並行してというのですか、27年度の最終まで、ずっとそのことを試行錯誤しつつ展開をしていくという流れになっていこうかと思っております。

終わりがあるというふうには考えておりません。
終わります。

No.201 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.202 ○14番(山盛左千江議員)

市民協働の協定を結んでいく、そういう支援については、もちろん終わりがあっては困りますが、そのガイドラインをきちっと決めていく支援のルールづくりについては、早く完結していただかなければ困るわけですから、終わりがいいではなく、いつ、そういったルールを確立されるのか、お願いいたします。

No.203 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
神谷市民生活部長。

No.204 ○市民生活部長(神谷清貴君)

市民活動関係の特性を活かすことができる分野で、市民活動団体の参入機会の提供、こういうことがやっぱり、この時期といいますか、いろいろ感じるところがあるわけがございます。

市民活動団体と行政が互いの立場を尊重し合いながら、相互理解を深め適切な関係を

構築することが必要不可欠であると、私もそのように考えているところであります。

こうしたところから、先ほども出ました平成 22 年 4 月に施行いたしました地域社会活動推進条例で定めた理念を踏まえ、市民活動団体と行政との協働をより円滑に行うために、おのおのが考慮すべき点、また注意すべき点をまとめた、議員がおっしゃってみえる協働のルールを作成することは必要不可欠、重ねて必要不可欠だというふうに思うわけでございます。

しかしこのことは、一朝一夕でもって作成できるテーマではないということで、私はそのように判断をしております。

まずは、それに近づけるために、一つの案として今考えていることは、協働推進委員会のメンバーと、そして、行政側では市民活動とかかわる機会の多い部署より、委員として職員を参画させまして、作成に向けて調査研究していくことが、まずもって考えられることかなと、こういうふうに考えております。

そうした中で、先ほどお話ししました協働のみちしるべは、27 年の間までありますが、その間、協働のみちしるべの行動計画と並行して、現行の計画を推進していくことになること、このように考えております。ご理解のほどをお願いしたいと思います。

終わります。

No.205 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.206 ○14番(山盛左千江議員)

その協働のみちしるべが対象にしている団体、あるいは事業というのはどの程度のものなのか、みちしるべを見る中で少しつかみ切れていません。

というのは先ほど、私が壇上で申し上げましたさまざまな格差と申しましうか、アンバランスが起きているわけですけれども、それは何十年と市から支援あるいは補助を受けている団体です。それも、額も何千万円単位の補助を受けているところも幾つも入っております。

そういったところも、今これからつくられる協定のルールと申しましうか、そういった中に組み込まれていくのかどうか。

となるならば、今ある補助の要綱だとか基準は、一度撤廃しなくてはならなくなるものですから、そういったことも含めているので一朝一夕にはできないとご答弁されたのであれば、しばらくは待ちましょう。

その点についての、まず答弁をいただきたいと思っております。

No.207 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.208 ○市民生活部長(神谷清貴君)

行政は継続性という部分も、非常に大きな趣を持つところであろうと、こう思っております。

市民が混乱をする、そういうことは極力というのか、絶対避けなければならないと、このように考えております。

よって、先ほど申し上げましたけれども、現行のルールと並行させながら、新たな公共サービスに参画される方があられるならば、その都度その都度、やはり行政とともに、よきパートナーシップをといますか、先ほどの条例の趣旨に基づいてお話し合いをしていくこと、これが大切なことかというふうに考えております。

終わります。

No.209 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.210 ○14番(山盛左千江議員)

継続性は理解できます。もちろん、混乱をさせたいと思って質問しているわけでもございません。

その都度その都度、理念に合わせてルールづくりを話し合いの中で決めていった結果が、今の状況ではないのでしょうか。

各課がつくられている要綱、さっき申し上げましたよね、要綱の中に団体名や金額が書かれている。あるいは、その要綱に逸脱するような補助がされている。それは、各担当や、その時の天の声と申しましょうか、政治的な何かの圧力によって、そういった結果に結びついているのではないかというふうに心配するわけです。

ですので、逆に今が混乱をしている状況だと私は考えております。

そこを解決するために、一定のラインをつくっていくことが、新しい公共、これから新しい事業を始めようとしていらっしゃる方々の道しるべになるのではないかと思うので、質問いたしました。

協定や、そういったルール、今、部長が考えておられるそれが、きちっと確立すれば、私が壇上で申し上げましたアンフェア、あるいはアンバランスな状態は解決されるのでしょうか。

か、お願いいたします。

No.211 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.212 ○市長(石川英明君)

山盛議員の壇上での説明をされたことについては、一応基本的には理解をしているつもりであります。

私も登庁して以来、福祉面の中では結構幾つかあるんですね。多分、これはあらゆる分野でそうした現状があります。

NPOであったり、実際に法人格であったり、民間というレベルで、やはり行政の税の執行という意味でいきますと、公平、平等ということが、少しずれるような観点があるように、私自身も重々理解をしているつもりで、今、具体的には各部長たちには、そうしたところの基本的な考えを一度、整理していただきたいという指示は出してきました。

ですから、今言われたことにつきましては、もう少し時間をいただいて、今後、具体的に整理に入っていきたいというふうには思っていますので、そんな意味でご理解をいただけたらと思います。

以上であります。

No.213 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.214 ○14番(山盛左千江議員)

整理をしていただくことは大変結構で、待っていたいと思う部分もありますが、今現在起きている不適切な支援については、その解決されるまで待たなければいけないのか。

例えば一つ、具体的に申し上げますと、税の減免についてですが、みちしるべの中に書かれています。前期に達成していく予定になっていますので、22年度中にできていないのはいけないのですが、まだできておりません。

その関係課は税務課と市民協働課になるわけですがけれども、ともに市民生活部長の管轄であります。税の軽減あるいは減免をするのか。あるいは、そうすると税収が下がるわけですから、それはしたくないという気持ちもおありでしょう。

しかし、協働のみちしるべの中に入っている以上は計画は遂行しなければならない。そう

いった両方にかかわる部長の今までの部の調整、あるいは今後の決断の仕方というのが大変重要になってまいります、部長になられてまだ日が浅いので、大変申しわけないのですが、ご答弁が苦しければ、今の副市長さんは前市民生活部長だったと思いますので、副市長さんの答弁でももちろん構いませんが、どういったご努力をされてきたのか。

今後、部長制廃止のことが今議論になっておりますが、その部長のポジション、やるべきことが十分されていたのかどうか、そのことにも若干絡んでまいりますので、ご答弁をお願いいたします。

No.215 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.216 ○副市長(平野 隆君)

前の市民生活部長をやっておりましたので、今、議員が言われるのは、恐らくおのこのNPO団体の固定資産税の減免というのが、みちしるべにうたわれているのに、いつから、どういう協議をしてきたかということが、根本にあるのかなという気がします。

それは、一つは英断です。トップがやろうと思えば、すぐできます。

ただ、問題をクリアしてから、十分トップには説明をして、それをいつやるかは、トップ判断ということも、あるいは、たしか条例、規則としてはございません。要綱で決まっていることで、条例等には関係ありませんので、そこら辺は十分内部協議をした中で、先ほど来言われている公平を十分尊重した中で、いつやるのか、また内部協議をしていきたいと思っております。

終わります。

No.217 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.218 ○14番(山盛左千江議員)

トップの姿勢によってということになると、今までのトップがそうじゃなかったのかなということが、思わず脳裏を横切るわけですが、とにかく前に進んで計画は履行していただきたいので、よろしく願いをしておきます。

そのほかにも今、不均衡が起きておりますので、来年度に向けてできることは、とにかく少しでも進めていっていただきたい。そのことを今、願いをしておきます。

最初の市長マニフェストの質問に入ります。

市民負担の軽減ですが、低所得者層、それから若者が住みたくなるような子育てや教育に力を入れていくという答弁がありました。

その中でも、特に優先順位というものがあるのでしょうか。それとも、すべて並列で行っていかれるのか。

今、財源の確保によってというような答弁があったんですけども、めり張りの部分があるのであれば、答弁をいただきたいと思います。

それからもう一つ、お聞きしますが、個人市民税の軽減については、基金といった言葉が出たように思いますが、どういうことでしょうか。

複数年積み立てをして、単年度だけ実施するようなことになるのか。恒久減税という考え方はあきらめたのでしょうか。その点についての説明もお願いいたします。

No.219 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.220 ○行政経営部長(横山孝三君)

先ほど申し上げました、まず1点目の件でございますが、優先順位というのは別につけておりません。

市民負担の軽減、それから子育て、教育について同列というか並列で、優先順位は考えていただきたいと思います。

それから、個人市民税 10%カットの基金の件でございますが、もちろん単年度でも複数年でも構いませんけれども、豊明市の場合で申し上げますと、単年度の基金の積み立てというのは不可能でございますので、複数年で基金の積み立てになろうかと思えます。

それから、単年度か、継続的に減税をやっていくのかということにつきましても、今検討中でございます。

埼玉県の本本市というところが、このようなことを、日本では1市だけやっているということで、その事情をよく勉強していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

No.221 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.222 ○14番(山盛左千江議員)

個人市民税の軽減は、財源が4億円でしたか、マニフェストには書かれているので、その財源確保が大変になってくるのだというふうに思います。

先ほど、杉浦議員の質問の中にもありましたが、愛知県が減税を見送り、名古屋市が7%に下げたと、そういう変化もあるわけですが、タウンミーティング、あるいは地域へ市長が出ていかれることが、このところ非常に多いかと思っておりますけれども、そういった中で、市民にこの減税について聞かれたり、あるいは、市民のほうからそういったことについてのご意見があったりしたのでしょうか。

もし、そういった意見があったとするならば、それを聞いて市長はどのように考えられたのか、お願いいたします。

No.223 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.224 ○市長(石川英明君)

市民税 10%の軽減策については、やはり私の最も主要な施策の一つであります。

私自身がこれを考えたときには、正直なところ、3・11ということは想定外でありました。こうした状況の中で、日本経済の状況は大変厳しい状況下にあって、大村知事にしても、名古屋市の河村市長にしても、今、少しトーンダウンするような経緯もあるわけであります。

私自身も、そうしたことを基本的には、先ほど言ったように基金を積み立てて、やはり4億円というような軽減を行うのか、そうしたことも今若干検討に入っているという、正直な気持ちであります。

そういう意味で、やはり市民の皆さんの意見をということで、タウンミーティングや、さらには私の市長報告会でも、そんな話を大分聞かせていただいております。

これは、私のほうからタウンミーティングでアンケートをとらせていただいております。そうしたいろいろな項目を、これは議員の方も見られていればわかると思うんですが、もし行っていなかったら、ホームページで参照いただきたいのですが、人数的には3会場で全部で117人です。

年齢別にいくと、そのうちの50代、60代が約100名ぐらい。特に、60代が81名、50代が19名ということも、皆さんも一遍頭の中に置いていただいて、参考にさせていただくといいたんですが、その中で最も大きな数字が出ているのは、まずは第一が事業仕分けです。これが一番トップになりました。

その後にくる数字でいくと、議会のインターネットの放映、さらに議員定数15に削減、さらに続いてきて徹底した情報の公開、さらには人件費の削減、これは議員、職員の人件費の削減です。

それから、さらにつながってくるのが、年功序列の見直しや管理者の削減。そして、ずっと少し下がってきます。順番はちょっとわかりませんが、個人市民税 10%の軽減については、117名のうちの28名。

一番高い数字で67名ですね、そんな状況があります。

基本的には、減税はしなくてもいいという意見が、市長報告会の中でも結構出てきているのは事実であります。

ですから、そうしたことも今後は検討しながら、どういう形で減税を行うかということも、一度整理をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

No.225 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.226 ○14番(山盛左千江議員)

大きな三本柱の一つである個人市民税の軽減について、蓋をあけてみれば、市民がさほど望んでいないと。今現在ですか、という結果を今披露していただいたと思います。

とにかく、余りマニフェストの実現にこだわらずに、市民が今求めることは何なのかと、そのことにもちゃんと着眼をして方向をまとめていただかないと、市民が市長についてこないということにもなりますので、その点はよろしく願いをしておきます。

それから、安心・安全についてですけれども、県下で最低レベルだった公共施設の耐震は優先されて、ほぼ見えてまいりました。

遅れているのは、住宅の耐震あるいは避難所対策ということになりますが、ある議員が前市長のときから、木造住宅の耐震補強については、家屋の一部のみの改修補強について再三質問をしておられました。

たまたま12月3日ですか、NPOが開催されました「東日本大震災から学ぶ」の中で、参加者から耐震シェルターとか耐震ベッドの補強についての要望がございました。

これについては、その議員も質問していたかと思いますが、市内のある業者に聞きますと、1部屋だけの耐震補強というのは、家屋全体の強度のバランスが崩れるので余り勧められないと、そういったようなことも聞きました。ケース・バイ・ケースであるということです。

とすると、全体の補助金の額を上げるか、それとも今言った、シェルターや耐震ベッドの補助というふうになってくるわけですが、市長はマニフェストの中で、その耐震補強の補助拡大を掲げておられました。どのような補助拡大を考えていかれるのか、お願いいたします。

No.227 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.228 ○市長(石川英明君)

実は私も、その震災における学会のパネラーとして参加をして、少しお話をさせていただきました。

今、山盛議員が言われるように、また他の議員もずっと長い間言ってみえたことは、今後やはり検討すべきだというふうに判断しています。

つまりは、シェルターや耐震ベッドも一度、今後は進めていくべきかなというようなことを、まあその場所では検討したいということでもあります。

今回、私としても、このことは市民の命を守るという観点からいったら、早急に結論を出して、取れるものなら取っていきたいというふうに考えています。

以上です。

No.229 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.230 ○14番(山盛左千江議員)

安心子育てについてお伺いいたします。

これも、ある会派の会報に少し触れるんですけども、そこに「民間児童クラブの支援なのか、市営の児童クラブの無料化なのか、子育て支援方法がどっちなの」と、市長の政策について書いてありました。

さらに、「ぶれる市長に戸惑う議員、職員」、「若い世帯の支援なら、保育園の延長保育料を先に無料化すべき」と、そんなようなことも書いてありました。

「子育て支援全体の理想像が語られていない」と、「一部だけだ」というふうに批判的に書いていたわけですけども、これは全市に折り込みがされていると、市民の方たちも市長がぶれているのかと、困惑されるかもしれません。

今は、マニフェストの優先順位については並列で行うという答弁でありましたが、子育て支援については、一部だけを見た政策なんでしょうか。

延長保育料の無料化はどうとらえているのか、改めて市長の子育て支援策についてお答えを願います。

No.231 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.232 ○市長(石川英明君)

私自身の、今の児童クラブにおける行政の取り組みと、さらには民間のつくしクラブについては、当然ぶれているつもりはありません。

行政のやるべきこと、さらには、私自身の新しい公共というのは、今後の市民自治、市民力をどう高めるかということになるとすると、NPOや、さらには民間の団体等の力添えをいただかなくてはならない。そのことを並行させてやっていくことは当然であって、基本的にぶれている形を私は持っているつもりは毛頭ございません。

さらに今、もう一つの質問は延長保育ですね。

このことにつきましては、私自身の基本的な考えとしては、先ほど部長に述べていただきました。市民負担の軽減、さらには子育て支援、さらにはもう一つ加えるなら、共働き世帯への支援ということになろうかというふうに思っています。

そんな考えの中でいくと、保育料の10%の軽減とか、さらに、そういうところで補完ができる部分もありますので、当面についてそういう延長保育の無料化ということには、今考えているという状況にはありません。

以上でございます。

No.233 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.234 ○14番(山盛左千江議員)

わかりました。

保育料の10%は、まだ時期が見えておりませんが、延長保育とダブルでやると、確かにそこだけ重複するので、私も一方でいいかなというふうに考えておりますので、今後じっくり検討してください。

それから、財源づくりについてもマニフェストに書かれていました。

その中に管理職の削減があって、今回の部長制廃止というのは、それを具体化されたものだというふうに理解しております。

マニフェストを策定されたときに目標として挙げられた、これが今回、この議会で議案とな

ってきたわけですが、実施可能だというふうに市長が判断された、その判断に至ったもとは何だったのか。

候補者であられたときに、管理職、部長制廃止を考えられて、今なぜ、その決断をされたのか。内部の状況、あるいは市長が感じていらっしゃる必要性というか、そのことについて答弁をいただきたいと思います。

No.235 ○議長(平野敬祐議員)

残り時間が約4分となりました。

簡潔に願います。

答弁を願います。

石川市長。

No.236 ○市長(石川英明君)

今の機構改革の基本的な考えにつきましては、昨日も月岡議員にお答えをしています。

このことは、私自身が本当に選挙戦のときからずっと温めてきたことで、最終結論に至ったのは、それはもちろん幹部の皆さんと協議をして、やはり行こうという決断ができたということなんです。

このことは、なぜ今ということは当然考えなくてはならない。昨日説明をした部分がたくさんあるので、少しそこは省きますが、例えば今の国の財政状況を見て、880兆円というような赤字があるわけです。

1人当たり約800万円というような、一家で支えるなら、5人みえれば4,000万円というような、そんな財政状況があって、さらに3・11や、この経済状況の中で、国は権限の移譲、財源の移譲ということを唱えているんですが、そうしたことが現実的に、確実に、私は当面起きてくるというふうには考えられないわけです。

そうすると、県の財政状況も厳しくて、そのことの最終的な負担は、私は市町村であろうというふうに思っています。

我々が自立していくのに当然無駄を省き、さらにはある程度の財源を確立する。もちろん子育て支援をして、将来、女性が働いてというのは、これは長期的なことにもなります。

さらには、企業誘致を図るとか、新たな宅地造成をするということについても、当面すぐにできることではないわけです。

そうすると、必然的にそのチャンスというのは昨日も述べました。やはり今、部長さんがちょうど定年退職になって、こうした機会を逃すと私は厳しい状況になるだろうと。

そのためには何としても、財源の確立や組織のスリム化、フラット化をきちっと果たしていくというのは、今回の今のタウンミーティングの中でも、そんな声は確実に出ていているということです。

私がよく言いますよね。市民の皆さんから厳しい言葉でいただくのは、職員半分、給料半分と、これは余りにも暴言かも知れませんが、やはりそうした気持ちはきちっと受けとめて、この行政をつくりかえていくということが、私は必要であろうというふうに思っています。以上であります。

No.237 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.238 ○14番(山盛左千江議員)

まあ市長の思いの強さ、熱意は感じますが、当然、職員に痛みが伴う改革になってきます。

もちろん全職員、約 500 人が、このことを絶賛することは無理でしょう。特に、モチベーションのことについては、不安がいろんなところからも出ている。行政改革推進委員会で、このことが可決されたときにも、こういった質問があったかというふうに、傍聴して聞いておりました。

そのモチベーションを低下させないためには、どうしていくべきなのか。市長のモチベーションとは何なのかということも含めて、簡潔にご答弁をお願いいたします。

No.239 ○議長(平野敬祐議員)

残り時間がほとんどありません。
簡潔にお願いします。
答弁を願います。
石川市長。

No.240 ○市長(石川英明君)

これは考え方です。確かに、給料や部長だとか、その役職ということも、モチベーションの一つであろうと思います。

しかし、もっと重要なことは何かといったら、その人がどうやる気を起こすか、頼られたり、市民のために政策を打ち出して立案をして、そのことを実施できるということのやる気概のほうが、ずっと私はモチベーションの本質だというふうに思っています。

以上です。

No.241 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.242 ○14番(山盛左千江議員)

言葉で言うのは大変簡単なわけですがけれども、それを…。
(終了ベル)

No.243 ○14番(山盛左千江議員)

残念ですが、また今度、委員会をお願いいたします。

No.244 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、14番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。
ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

No.245 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
19番 堀田勝司議員、登壇にてお願いいたします。

No.246 ○19番(堀田勝司議員)

議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
まずもって、私の質問は市長のマニフェストについてでありますので、市長にぜひ答弁をしていただきたいと、最初に申し上げておきます。
まず、市長のマニフェストについて、その3であります。
一度目、二度目からの復習を兼ねましていきたいと思っております。
まず、負担の多い私立高校生の助成 1,000 万円の補助拡大、給食費 10%の軽減について、いまだに何も皆さんにお知らせがありません。
要するに、前に聞きましたように、所得制限なしで高額所得者にも補助を出すのか、財源の見通しはついたのかと、いろんなことをお聞きしたわけでありますので、まだまだ決まっていないのはいたし方がないとしても、いろんなことで先ほどからどなたか、議員が言われておりますが、情報の提供を市民にしていただかないと、いつまでたっても何をやっているのかがわからないと、そんな状態では困りますので、ぼちぼちいろんなことを発表してい

ただければ、市民のほうも理解ができるのではないかと考えております。

続いて、県下一高い水道料金の値下げについて。

これも、値下げのためには企業団のほうに要請をするということでありましたが、どのような要請をされて、どのような行動をされたということか、お聞きをいたしたいと思います。

2回目の質問から、空き交番に市費で警官を配備という件は、たしか市長は、この件は間違っていたというふうに発言をされたと記憶しておりますので、訂正をしていただかなければならないと思うんですが、この件もそのままありますので、どこかの場で、この件に関しては見解が間違っていたと、そのようなことを発表していただける場をつくっていただいて、発表していただかないとわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、今回の安心子育てについてであります。

市独自の奨学金制度というのは、どのような制度なのかということも、これも順番を検討しているとか、内部で調整しているとかという話ではなくて、実は、もうこれはぼちぼち来年度に向かって発表していただかないと、今も例えば大学あたりは、ぼちぼち試験がもう始まっております。

その奨学金制度というのを使えるということで、あるいは進学ができたり、そういうことがあります。もし、その奨学金がもらえるのならば大学に行きたいという子がいたりすれば、その人たちにとって早く発表していただかないと、進学ができないわけです。

家庭の事情で、やはりそういう生徒はおみえになると思います。3・11、あるいはトヨタのかなり仕事が減ってきておまして、いろんな震災とか洪水とか、そういうことで収入が減っている家庭がたくさんあると思うんです。

その中で、向学心に燃えた子どもたちにとって、奨学金があるというのは、大変頼りになることでありますので、これはぜひとも早くやってほしいのですが、これにしても、またどのような回答がいただけるのかはわかりませんが、とにかくいつからやるのか、いつからやりたいのか、そういう市長の言葉で話していただきたい。

例えば、今年度は無理なら、来年度からは必ずやりたいとか、金額、方法、その他、細かいことはありますが、その調整は担当部局でやるだろうと思うんですが、市長のマニフェストということで出してみえる以上、市長としてやはりある種の決断をしていただかないと、これは待っている子どもたちにとって大変待ち遠しいことだと思っておりますので、とにかく、どこで、何を、いつからどうするのかと、こういうことを何も発表されておられませんので、前に私が二度聞いたときも、言葉は悪いですけども、ただ口で言っているだけで、具体的なことは何も言っただけなかった。

市長マニフェストですから、もう少し責任を持って発言をしていただきたいと、かように思うわけです。

今、市長の新聞等を見ますと、先の市長選挙で対立候補を支持した最大会派が抵抗勢力となって反対をして、揚げ足ばかり取っていると、こんな発言を聞いております。

自分の意見と違う人は、市長にとっては悪人なのですか。議員はそれぞれが意見を持つ

て、それぞれの後援者を持って、みんなが真摯に議員活動、あるいは議会活動をしているわけです。

我々は市長選挙のことを、いつまでもごちゃごちゃと言ってなんかおりません。是々非々で活動しております。いかに豊明の市政をよくするか、暮らしやすいまちにするか、安心・安全なまちにするか、そんなビジョンを持って活動しているわけです。議員の務めをしっかりとする覚悟で活動しております。

それゆえに当然、間違ったことには訂正を求めますし、わからないことはとことん聞きます。それが議員の仕事でありますから。

市長から先ほどのあれで、議会のほうから何も聞いていないというふうな話を聞きましたが、私ども議会のほうも今回の機構改革に対して唐突に提出されておまして、何も資料もいただいている状態ではありません。

言わせていただくなら、我々はずっと早くから資料をいただいて、豊明市の重要な問題でありますので、研究する時間が必要だなというふうに、私自身は思っておりますが、そこら辺も勘案しまして、もう少し詳しく、早く、正確な情報を我々議会に提出していただきたい。

これは大変重要な問題ですから、市民の皆さんにも、この件は早くお知らせするべきではないかというふうに思っております。

先ほどから言われておりますパブリックコメントが、ある種必要なことは、こちらのほうではないのかなと、そんなふうに思っております。

自分のマニフェストですから、当選した私が偉いんだから、私の言ったとおりにするのが正しくて、主義主張の議員は不要だというふうに聞こえてきますので、十分ご注意くださいいただければ幸いです。

次に、発達障がい児の早期健診、相談、支援についてお聞きします。

障がいを持った子どもさんたちの親は、とにかく一日も早い支援を待っているんです。マニフェストは一体いつから、どういうふうに、どうやってやるかと、市長の理念を聞かせてくださいよ。

これをやる、これをやると字を書くのではなくて、私はこういうことをやりたいんだと。できれば一刻も早くやってほしいんですよ。そこら辺をぜひともお示しをいただきたい。

いまだにプロジェクトチームをつくって協議をしないと、そんなような答弁は、いまさらお聞きするつもりはありません。

さらに、お聞きいたしますが、この件はマニフェストに入っておりませんが、特別支援学校についての市長の考え方を、ぜひともお聞きいたしたいと思っております。

実は、これはまあうわさでありますけれども、市長は障がい児に理解を少しもしてくれていないと。失礼ですけれども、この言葉が、うわさが、本当かどうかを確かめさせていただきたいと思って、この件は質問させていただきました。

以上で壇上での質問を終わります。

ごめんなさい、もう一つありました。失礼しました。

市内の公園の管理についてであります。

実は、山ノ神公園のトイレについてであります、「一体、いつまでトイレが使用できないの」と、桶狭間区の住民の方から電話をいただきまして、現場のトイレを早速見に行きましたところ、公園のトイレの大便のほうの使用ができなくしてありました。

「いたずらが多いので使用を禁止します」と、実は書いてありまして、いたずらが多いから、当局のほうもいろんなことで困っているのかなというような理解はできるんですけども、公園にトイレをつくるという最初の理念、その理念がよくわからないから、今回質問をさせていただきます。

私に言わせれば、公園にトイレをつくって使用禁止にするなら、最初から公園にトイレをつくらなければいいのではないかと。まあいたずらのために、何度も何度も修理しているのはわかります。

過去に私どもの経験でありますと、公園に住みついていた方がいたこともありまして、そのときも、議会でもそのような質問が出て、困ったなというようなことがありましたので、その辺は理解できますが、何のために公園にトイレをつくっているかという最初の理念ですね、その辺のこの考え方をお答えしていただきたい。そこから話を詰めていきたいと思えます。

特に、この山ノ神公園は、防災型公園として再整備されたものと理解しております。地震が、今なんか毎日のようにテレビで、どっかで地震があった、どっかで地震があったというような形で流されています。

このような状態で、いざというときに、震災のときに錠がかってあって役に立つのか。管理をされている方が、もしもお亡くなりになったりとか、あるいは家が壊れたりして、かぎがどっかへいってわからないような状態になったら、公園のトイレは使えませんね。防災型としてやった意味が全くなくなってしまうわけでありますので、ぜひとも早目にあけていただきたいというふうに思うわけであります。

まずは、このことに対しまして、最初の基本的な考え方をお答えしていただきたいと思えます。

以上で壇上での質問を終わります。

No.247 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.248 ○市長(石川英明君)

それでは、堀田議員のご質問に対して、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

基本的には、私自身の考え方等については私のほうから、あと細部につきましては、やはり部長がおみえになりますので、また、その点については部長にお答えをいただきたいというふうに思います。

まず、トイレ開放の指摘や、議会の二代表制のご指摘かなというふうに思っています。

もちろん、私は議員の皆さんの人柄や、そうしたことをどうのこうのということは、私は論じたつもりはございません。

二代表制として、政策の部分できちっと是々非々の議論をしていくことだろうというふうに思っていますので、私の後援会のほうも、もちろん、その責任は私が持っているわけがありますので、そういうお知らせをしているという状況であります。

これは、私の市長室だよりも同等でありますので、説明が足りないということであれば、さらに、そうした中でも具体的に提示をして、市民の皆さんにご理解がいくように努めてまいりたいというふうには思っています。

それから幾つか、3項目以外にご指摘をいただきましたので、少し触れておきたいと思えます。

最初に、給食費や私学助成ということを言われたのでしたかね。

私学助成については、先ほども部長がお答えをしておりました。また、前回の9月議会でも、皆さんからのご要望ということも受けとめて、このことについては、早急に来年度、24年度には取り組んでいくような姿勢であります。

また、その他については、優先順位をということで、まあ部長がお答えしたことを、皆さんが再確認をいただければ、幸いかなというふうに思っています。

また、企業団についての水道料金のことについては、今、担当の課長のほうで、やはりそうしたことの裏づけをとるために実態調査に入っている状況であります。向こうの状況をきちっと確認をして、どういうふうに具体的に詰めていくかということも含めて、たたき台となる調査項目がないと、その構築も非常に難しいのではないかとということで、今、指示を出しているところであります。

また、空き交番、不在交番のことですね。このことについても、まあ整理をしていきたいというふうに思っています。

それで、奨学金にいつ取り組むのかということを書いてみえたんですが、これもまだ正直なところ、検討段階に入っているところであります。

基本的には、景気の低迷によって、学習意欲があっても受けられない。ただ今、堀田議員が言われましたのは、大学生についてということですが、基本的には、私たちとして今考えているのは、高校生まだというふうに考えています。

やはり義務教育に近い高校生にどういう対応を図っていくか。現在、他市でも、具体的に1万円前後で支援をしているあり方があって、基本的な考え方だけを少し触れておきますが、返還型ではなくて、普及型でいきたいというふうに思っています。

高校を出て、その後、返還をしていくということも、なかなかこうした事情では大変だろうと

ということがありますので、他の市町でも普及型ということでもありますので、ごめんなさい、給付型ですね。言葉を間違えまして大変失礼いたしました。給付型の対応がとれればというふうに思っています。

それから、発達障がいの件であります。

これについては今現在、具体的なことは担当から一遍答えさせていただきますが、私自身が当初に考えたことは、全国でいろんなはしりがあるって、その中で5歳児の健診をとというようなことが、やはり位置づけてありました。

6歳のときに教育委員会のほうで行われているわけではありますが、そのときでは具体的な対応が非常に難しいというようなことがあって、現在、役所の中でも臨床心理士という形で、臨職として雇っているような部分があります。

この部分も、今の現状ではさらに充実をさせるようなことで、できたら5歳児の健診ができるような形、そのことを保育園等のいろんなところで、やはり診断ができるようなことを拡充しながら対応が図られればと、そんなように考えています。

またもう一つ、特別支援学校についての私自身の考えはということでもあります。

このことは、ご存じのように瀬戸市が独自に尾張旭市と進めてきております。もちろん長久手町も入っているようではありますが、豊明市でこのことを基本的に進めていくということは、非常に財政的にも厳しい状況にあろうかというふうに思います。

ただ単に、すぐ進められるかということは一度、研究をする中で検討ができればというふうに思っていますので、そのようにご理解をいただけたらというふうに思っています。

以上であります。

No.249 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.250 ○経済建設部長(鈴木重利君)

続きまして、公園管理について経済建設部よりお答えをいたします。

まずは、山ノ神公園のトイレについてでございますが、議員がご指摘のとおり、ほぼ半年間、トイレの大便器のみ閉鎖し、使用禁止の掲示をしております。

この閉鎖につきましては、地元区の近隣住民のご要望として閉鎖をさせていただきました。

その理由といたしましては、トイレの使用に当たり、心ない方がほぼ毎日、トイレ内で明らかに悪質ないたずらと思える使用状況でした。

私ども管理者としましては、安心して安全にご利用いただける公園を目指して管理していることから、現在まで地元区等のご要望により閉鎖してきましたが、閉鎖期間もかなり経過しており、今後は開放する方向で、地元となります落合区及び隣接する桶狭間区と調整させていただきます。

そこで、トイレの使用を再開する前には、地元区等にお知らせを回覧していただくようにお願いし、公園利用者のためにできる限り早期に再開を進めてまいります。

議員が壇上で申されました、何のために公園にトイレをつくるのかと。それは、あくまで子どもは公園利用者のためを思ってであります。

適切な管理がされるように、日々心がけてまいりたいと思います。

終わります。

No.251 ○議長(平野敬祐議員)

神谷健康福祉部長。

No.252 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より市長のマニフェストについてのうち、2の発達障がい児の早期健診、それから相談、支援について、具体的な内容をお答えをいたしたいと思います。

発達障がい児の早期発見に関しましては、保健センターでの3カ月健診、1歳6カ月健診、2歳3カ月健診、3歳児健診において行っております。

その後、言葉の遅れ、落ち着きがない、こだわりが強い、運動能力的に課題がある子どもに対して、フォロー事業といたしまして、親子で参加できる遊びを通して、発達を促すきっかけづくりの場といたしまして、保健センターにてなかよし教室を実施いたしております。

そして、どんぐり学園が行いますたんぽぽ教室を経て、どんぐり学園での支援へとつなげております。

また、保育園にも加配保育士を配置いたしまして、発達障がいや、その疑いのある子の保育に努めております。

小中学校には特別支援学級を設置し、子どもの成長に合わせた教育を行っております。

また、相談事業といたしましては、児童福祉課の家庭相談員が中心となり、また県の児童相談センターの職員や特別支援学級の先生、また保健師、保育士等が連携をして実施をしております。

発達障がい児の早期発見、相談、支援は、多くの職種の職員がかかわることになりますので、常に関係機関が情報交換をしながら対応をしているところでございます。

今後は、多様な連携機関をまとめる中心的な機関といたしまして、家庭相談室を位置づけ、充実させてまいりたいと考えております。

また、発達障がい児に対する社会の理解を高めることも、大変重要なことでありますので、広報活動も積極的に進めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.253 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.254 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より市長マニフェストについて、その3の1番と、それから3番でございます。

要約につきましては、市長にお答えをいただきましたので、私のほうは、それに対する補足的なところでございますけれども、お答えをさせていただきたいと思えます。

奨学金は、勉学意欲のある高等学校や専修学校の生徒の就学を支援し、家庭の経済的状况にもかかわらず、すべての意志のある生徒が安心して勉学に打ち込める教育社会を実現し、かつ家庭の教育費軽減を図るため、市独自による奨学金制度の導入を検討しているところでございます。

市長が申しあげました形の中では、愛知県は奨学金制度につきましては、貸付金の制度でございますけれども、市で今検討しています内容につきましては、給付型で、要するに返還義務のない形のものを検討している状態でございます。

現在、導入を検討しています奨学金制度につきましては、こういった形の中で今現在、検討しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、3番の特別支援学校についてのお答えでございます。

豊明市では現在、県内の4つの特別支援学校に小学生が18名、中学生が9名、合計27名が在籍をしております。

豊明市から特別支援学校に入学する際に、問題となるのが、自宅から学校までの通学方法と、通学にかかる時間でございます。

現在、三好養護学校につきましては、市役所から通学バスが出ておりますが、港養護学校につきましては、バスの台数の関係で、豊明市内に通学バスが来ておりません。緑区にあるバス停や港養護学校まで、保護者が今現在送迎を行っているという状態でございます。

保護者につきましては、大変大きな負担となっているということも、十分承知をしております。

この負担を軽減するために、どのような支援ができるか。今後、関係各課との連携をしながら改善を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、特別支援学校を市で設置するには、今、市長が申しあげました瀬戸市の例でございますけれども、建物の改築費用として約3億4,000万円、新聞によりますと3億4,000万円程度だというふうに書いてありますけれども、それから、平成23年度の運営経費として約5,300万円程度が必要となります。

現時点では、学校の耐震化、教室が不足している学校の校舎の増築等を優先している状態でございます。

進めるべきとは考えておりますけれども、検討してまいりたいと、このように思っております。

す。

以上でございます。

No.255 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.256 ○19番(堀田勝司議員)

まず、簡単なほうから済ませていきます。

山ノ神公園、これは状況もわかりますし、実は一度、私も小的时候にトイレに寄ったときに、便器の周りにチラシが、普通の新聞に入っている量ではなくて、どこかから集めてきたような大量のチラシがまかれておまして、こんな悪いことをするやつがおるなと思ったことがあるんです。

だから、管理をするのに苦労しているのはわかるんですけども、やはりここまで長い間、トイレが使えないということになると、もともと理念と反してくるようなことになるので、ぜひとも早い目にやっていただいて、ここですけれども、前のときにも一度、公園の管理のときにお話をしたことがあるんですけども、実は、あそこは落合区と桶狭間区の境で、公園管理の地域は落合区に入っているんですよ。いつも桶狭間区の人から、いろんなお話をいただく。

桶狭間区のほうに、いろんな情報の伝達が抜けているのかなということも、前にも話したと思うんですが、その辺を十分注意していただいて、あそこの道路を一本挟むと桶狭間区なんで、ぜひ桶狭間区のほうにも、いろんな意味で、このことにかかわらず、ほかのことに関しても、公園の周りということで、使用されている方は、桶狭間区の方も半分ぐらいはいるというふうに、理解していただいたほうがいいのではないかなと思っていますので、ぜひともそこら辺、桶狭間区のほうにも、情報を流していただけたら幸いです。

トイレに、またいたずらをされても困るので、何か知恵を働かせてもらって、トイレにいたずらをされないように、端的に言えば、例えば地域のすぐ近くにおみえになる方たちに、アダプトプログラムではありませんが、とにかく1カ月か2カ月、あるいは3カ月ぐらいでもいいんですけども、この間、ぜひ何とか見守ってもらえますかと、そんなようなお話をもっていってもいいのではないかと思いますので、ぜひ、そんなような方向でやっていただくことをお願いして、こちらは答弁をいただかなくても結構です。

私は、これはまたしつこく言うておきますけれども、第1回目の質問で言いましたように、私立高校生助成の1,000万円の補助拡大という話も、これも、どうするのかという話が聞こえてこないんですよ。

だから、どうするのですかと。明日からやれとか、明後日とかやれとかは言っていないの

で、やれないものなら、いつまでを目標にやりたいとか、そういう話をしてもらわないと、市民の方は納得しないわけです。「ここに書いてあるだけで、何にもやらへんがね。一体いつやるの」と言われても、私たちも答えようがないので、「いや、庁舎内で検討しているので、もうちょっと待って」と、そういう返答しかできない。

だから、そういう話ではなくて、具体的に私はいついつからやりたい。だから今、こういうことで努力をしているんだと、そういう方向で話をしてもらわないといかぬのじゃないかというふうに、いつも思っているんです。

前にも言ったんですが、給食費の10%補助でもそうだけれども、また、話が昨日の質問だと変わってきていますよね。そうじゃないんだと、市長は10%の補助を考えているんだと。

私がこの間言ったのは、「スクールランチにするとか、材料費をアップするとかというのは、その次の話ですよ」と言ったら、「そうだ」と言われている。

だから、とにかく市長のマニフェストなんだから、いついつまでをめぐりにやりたいとか、そういうお話をさせていただかないと、市民の方には伝わっていかないと思いますけれども、その辺をよろしくお願いします。

No.257 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.258 ○市長(石川英明君)

基本的には、先ほども触れたように部長がお答えをしました。

優先順位をどうつけていくかということで、市民負担の軽減や子育て支援、さらには共働きの人たちということで、具体的な方向性としては4つぐらいを、部長が先ほども提案をさせていただきました。

その中でも、私立高校生への助成金ということは、もう具体的に今、検討段階に入っておりますので、後で教育部のほうから少し方向性をお答えしたいというふうに思います。

それから、給食費については、皆さんの意見や現場の声を聞いて、そういう形をとということをおもっておりました。

今回の議会の中でも部長がお答えをしたように、やはり安いということで、さらに300円ぐらいでもいいというようなアンケートの調査もあるわけです。

そうしたことを一度、もう少し精査をして、考えていけたらというふうに思っているということです。

以上であります。

No.259 ○議長(平野敬祐議員)

後藤教育長。

No.260 ○教育長(後藤 学君)

私立高校生の助成の件については、私のほうからお答えをさせていただきます。

現状はご存じだと思いますけれども、市民税非課税までの世帯に対して年額3万円、それから、所得で300万円までの世帯に対して1万5,000円というのが、現状です。

現在、それを拡大することを検討しております。まだ数字は固めておりませんが、所得段階ごとに4段階ぐらいに分けて、金額的には、これはまだ固めておりませんが、数万円から2万円ぐらいの範囲で、所得に応じて給付ができるようにしたいというようなことを、今検討しております。そういう段階です。

No.261 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.262 ○19番(堀田勝司議員)

この件をやっていると、後があればですので、検討しているはいいいんだけれども、いつも言うんだけれども、検討はボクシングにならぬようにしてもらわないといかぬよと、いつも言っているんですが、いつまでたっても検討、検討では困るので、何度も言うように目標時期を定めて、こここの辺までにはやりたいというふうな答えを出していただかないといかぬというふうに、いつも言っているんですよ。

検討している、検討していると言っているだけで、先回るときから、1回目の質問から、ずっと検討の状態だけで終わっているの、ぜひ、そこら辺をいつも言ってもらわないといかぬよと、教育長にではなくて、市長にそこはいつも言っているんです。

市長の思いはどこにあるんだと。私は来年度からやりたいと、これは難しいから再来年度からやりたいとか、市長が検討させて、下から上がってくるのを、だれかがやってくるのを待っているよというのでは、市長のマニフェストではないんです。

そこら辺をもう一度、お願いします。

No.263 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.264 ○市長(石川英明君)

何度も同じ繰り返しになるかもわかりませんが、優先順位をつけて、一つひとつやっていくという段階に入っていますので、具体的には、私自身のマニフェストについては、まあ年次計画が大体立ててあります。

(それを発表してもらわないといかぬの声あり)

No.265 ○市長(石川英明君)

いや、発表の前に、まだ検討段階で、確実にお互いが理解ができる。まずは、庁舎内できちっと確認ができるということが大事であって、それができたところで実現のできるものから進めていく段階に入っています。

決して一気に全部やれるということではなくて、私のマニフェストは4年間でやりますので、今述べたような、先ほど部長が言ったような部分については、この24年度に向けて実行ができるように進めていきたいというふうに思っています。

No.266 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.267 ○19番(堀田勝司議員)

それでは、堂々めぐりで同じことばかりを言っていてもしようがないので、次にいきます。

発達障がい児の早期健診、相談、支援。

この件に関しても、今のことは十分やっていただいています。今の説明ではなくて、市長マニフェストで新たにいろんなことをやらしてもらわないと困るわけで、新たにやるということで、先ほど市長は5歳児健診を考えているんだと、そういうふうなお話があったけれども、担当としては、そこら辺はどういうふうに考えているのか、お聞きいたします。

No.268 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.269 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほど、市長のほうから答弁がございました5歳児健診は、大変効果のあることだと考えておりますが、実際現場では、保健センターの1歳6カ月健診で、かなり多くの発達障がいが見つかるというふうに聞いております。

それで、先ほど市長からもお話がありました臨床心理士などによって、少しでも早く見つけて、その相談に乗って、そのまま言語聴覚士などによる次の療育、それから、リハビリのほうにつなげてまいりたいと考えております。

それからもう一点、そういった発達障がいの方につきましては、保育園だとか、どんぐり学園などの集団の中で生きる力を身につけさせるとか、集団生活に慣れさせて、生活パターンをすり込ませるというようなことも大変重要でございますので、現在、保育園では69名ほどの発達障がいの方に二十数名の加配職員をつけて、濃厚な発達支援を行っているところでございます。

終わります。

No.270 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.271 ○19番(堀田勝司議員)

だから、今はよくやってもらっているということは理解しておりますし、ぜひもっとやってほしいので、新たに市長が言われた5歳児健診を考えているかどうかという話を今、部長のほうにお聞きしたんですけれども、そこら辺の的確な答弁をお願いします。

No.272 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.273 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

5歳児健診につきましても、導入の方向で検討したいと思います。

終わります。

No.274 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.275 ○19番(堀田勝司議員)

とにかく、障がいを持っている子どもを抱えた親御さんは、本当に毎日毎日が針のむしろ

の上に座っているぐらい、心配しながら暮らしているので、十分な助けをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の特別支援学校についてというふうにいけますけれども、きょうは腰が痛いので、余り立ったり座ったりしたくないんですが、市長として、今、部長のほうから特別支援学校で三好養護、港養護、愛教大等へ行っているんだと、その辺のことは当然、ご存じだと思うんですが、どんな方法で通学しているのかというのは、本当にご存じですか。

市長にちょっとお聞きしたいと思います。

No.276 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.277 ○市長(石川英明君)

港養護学校に行くのは、基本的には父兄の方が送っているような状況がありますね。

だから、そうしたことを一度検討して、どのような形がいいのかというのは、保護者が送れないときには、そういう制度が本当はあるわけですね。

だけれども、送れる場合には、貸与ができないというようなことになっているものですから、そういったところで後方支援ができれば、一つのやはり支援策かなというふうには思っています。

以上です。

No.278 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.279 ○19番(堀田勝司議員)

三好養護学校へはどうやって通っているか、ご存じでありますか。

No.280 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.281 ○市長(石川英明君)

三好養護学校は、バスかなんかで、多分…。

(なんかでの声あり)

No.282 ○市長(石川英明君)

すみません、三好の場合はそうだね、役所から通学バスが出ているんですね。それで通っている状況にあります。

No.283 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.284 ○19番(堀田勝司議員)

市長の今の態度だと、親御さんから「市長は障がい者に理解がないよ」というふうに言われるんですよ。

バスかなんかではなくて、市長が市会議員をやっていた時代の前から、バスが出ているんですよ。大きなバスでね。だから、知らないわけではないはずなんです。

このバスですけれども、実は、1時間ほどかかって行っているんですよ。豊明が一番遠い地区になるので、豊明からぐるっと一回りしてね。

この障がい児の子たちが、1時間もバスの中に乗っているというのは、本当にかわいそうなことだなというふうに思っているんです。

ただ、今のところ、そんなシステムしかないという返答しか、今までもらったことがないんですけども、市長は教育に関してどうのこうのとマニフェストに書いてみえるけれども、障がい児も豊明の市民なんですよ。

在籍が県の特別支援学校にあるものだから、市のほうでも、県がやっていることだから、余り関知しないようなふうなんですけれども、ここのところ、いろんな話を聞きますと、そのバスでさえ、1時間乗っていくのは大変なことなんですよ。

健常の子が1時間乗っていくのは、楽しく行けたりするだろうと思うんですけども、障がいを持っている子たちが、学校へ行くまでに朝1時間、帰りも1時間かかっている。その辺を市長にも理解してもらっておかないと、先ほど言いましたように、うわさでありますけれども、市長は障がい児に理解がないなというようなうわさが出てくるわけですよ。

だから、そこら辺は自分のまちの子どもなんですよ。理解してほしいということを一言、お願いしておきます。

それで、後は細かいところにいきますけれども、例えば三好養護学校まで市のバスで直接行くと30分もかからぬわけですよ。例えば市のマイクロバス、あるいは自家用車で。私の知っている限り、自家用車で送り迎えをしている人もおりました。20分、あるいはちょ

っと込んでいても25分ぐらいかければ行ける。マイクロバスで行っても行けるんですよ。

そういう施策を、市長としてはやはり心の中に入れておいてもらって、できるのなら、もちろん予算的なことはあると思うんですよ。

それはそれとして、できることなら、ぜひ豊明のマイクロバスでもって、送り迎えを直接やっていただいたら、子どもたちは半分の時間で行ったり来たりができる。負担が少なくなると思うんですよ。

だから、すぐやれとかと、そういうことではないんですけども、その辺に関しては市長、どんなふうにお考えかをお聞きしたいと思います。

No.285 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.286 ○市長(石川英明君)

先ほども若干触れさせていただいたように、実を言いますと、今回のこの質問に対して、いろいろ当局で考えているようなことも含めて、今触れておきますが、実際に今言われたとおりで、試算をすると相当な金額になるわけですね。

ただ、何らかの形で、我々は学校を持っているわけではないので、そうしたことを考えると、後方支援をするということは必要であろうかというふうには思っています。

ですから一度、いろいろ調査をかけながら、どういう実情がいいかということも含めて、研究をしてみたいというふうにあります。

以上です。

No.287 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.288 ○19番(堀田勝司議員)

今の言葉の中に出てきましたね。学校は豊明市内にありませんと。そのことをいつも言われるが、特別支援学校、養護学校は県の施設であるので、豊明は余り関係したくないというふうに聞こえてくるんですよ。

でも、子どもたちは豊明の市民ですよと、先ほども申し上げましたね。その辺、よくもう一遍、考えておいてください。

先ほど、市長のほうから答弁してもらったんだけど、瀬戸が余裕教室、空き教室でや

りましたよね。あんないいことが財力があればできるんですよ。

そうすると、いろんな意味のことが全部、すべて解決できるんですよ。細かいことは、それぞれまた問題があると思うんですけども、それで、私どもはうわさがあってと、この間も聞きましたが、統廃合の問題で、あそこが養護学校になるんだそうですねと、逆にうわさを聞いたんですが、そんなうわさがあるんだったら、ぜひとも私はやってもらいたいと思うんですけども、それはそれで、またほかのことにも関係しますので、そんなものを早急に求める気はありませんが、ぜひとも、そういううわさが出ているのであれば、そのうわさにこたえていただけるような研究をしていただければ幸いです。

「子どもの教育環境日本一」と、市長が言われているんですよ。障がい児の件を忘れないようにしていただきたいと、切にお願いして、私の一般質問を終わります。

No.289 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、19番 堀田勝司議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月 7 日 午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時18分散会

